

平成 25 年 6 月 14 日（金曜日）

（会議第 4 日目）

応招議員

1 番	小 松 孝 年	2 番	小 永 正 裕	3 番	西 村 將 伸
4 番	坂 本 あ や	5 番	亀 沢 徳 明	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 昭 三	8 番	山 崎 正 男		
10 番	明 神 照 男	11 番	森 治 史	12 番	宮 川 徳 光
13 番	池 内 弘 道	14 番	濱 村 博	15 番	下 村 勝 幸
16 番	山 本 久 夫				

不応招議員

9 番 藤 本 岩 義

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壯
総 務 課 長	武 政 登	情報防災課長	松 本 敏 郎
税 務 課 長	金 子 富 太	住 民 課 長	松 田 春 喜
健康福祉課長	宮 川 茂 俊	農業振興課長	野 並 誠 路
まちづくり課長	森 田 貞 男	産業推進室長	森 下 昌 三
地域住民課長	村 越 豊 年	海洋森林課長	浜 田 仁 司
建 設 課 長	今 西 文 明	会 計 管 理 者	濱 田 啓
教 育 委 員 長	山 下 一 夫	教 育 長	坂 本 勝
教 育 次 長	畦 地 和 也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 小 橋 和 彦

議事日程第4号

平成25年6月14日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成 25 年 6 月 14 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従って会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

欠席者の報告をします。

藤本岩義君から欠席の届け出が提出されましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

昨夜の佐賀地区の火災の報告をさせていただきます。

昨夜、佐賀の下分地区におきまして出火がございました。12時6分、消防署から伊与喜分団ならびに佐賀分団への招集の指示を出したところでございます。

1時35分に鎮火は致しましたけれども、1軒全焼を含む3軒の家屋被害ということになってございます。人的被害はございません。

この消火活動につきましては、初期消火について地元地区の皆さま、そして、参集されました消防団の皆さまには大変ご尽力を賜りました。この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

次に、住民課長から発言を求められております。

これを許します。

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

貴重なお時間、失礼をします。

昨日の宮川議員の一般質問で、合併浄化槽により合成洗剤の成分を除去できるかというご質問がありました。後ほどということでしたので回答をさせていただきます。

合併浄化槽にも水質検査が義務付けられており、水素イオン濃度など一定の基準が定められています。合併浄化槽の場合、BOD、生物化学的酸素要求量、ちょっと専門用語ですけども。の除去率で処理機能が決められています。BODの中には有機物が含まれており、合成洗剤も有機物とされております。現在使用されている合併浄化槽はBOD除去率90パーセント以上となっております。このため、合成洗剤で言いますと一般的に90から95パーセント除去されているといわれております。

以上、回答致します。

議長（山本久夫君）

これで住民課長の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

宮地葉子さん。

6番（宮地葉子さん）

おはようございます。

今回は3点について、通告書に基づいて一般質問を致します。

最初に、介護の問題について質問します。

今回ですね、完成しました黒潮町健康増進計画、食品推進計画が議員の方に配られました。こういう青い冊子で立派なものが配られましたけど。

この中を見ますと、この町でずっと暮らせるというフレーズを基本理念として掲げてあります。誰でも住み慣れたふるさとで最後まで暮らし続けたい。私も、基本理念どおりだと思いました。そして、誰もができることなら元気な老後を送って、元気に暮らし続けたい。家族や関係する人たちに迷惑を掛けたくないと願っていると思います。しかし、現実なかなかそうもいきません。介護の問題は老若男女を問わず関心が高く、また、多くの方が目の前に直面している課題でもあります。介護の問題は大変重要な問題ですけども、あまりに課題が多くて幅広い問題ですので、今回は絞って、一部分ですけど質問を致します。また今後勉強しながら、その都度質問をしていきたいと思います。

まず1点目に、住民座談会についてお尋ねします。

私は勉強不足で、この取り組みは知りませんでした。私は社協の評議員ですけども、5月に行われました評議員会で年間行事の報告というのを聞いて、そこで初めて知りました。

これはどのような会で、どのような目的からつくられたものでしょうか。その概要を教えてください。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

おはようございます。

宮地議員の一般質問、介護の問題のうち住民座談会についてお答えします。

まずご質問にお答えさしていただくまでに、地域福祉計画について補足説明をさせていただきたいと思えます。

平成23年度に策定した黒潮町地域福祉計画、黒潮町地域福祉活動計画は、表題のとおり地域福祉にかんする指針を定めた市町村地域福祉計画と、社会福祉協議会が社会福祉を目的とする事業の企画および実施などを目的として策定する地域福祉活動計画の2つの計画を一体的に策定した計画となっております。

地域福祉計画は、市町村が地域福祉の推進にかんすることを一体的に定めた基本方針となるものです。また活動計画は、町が策定した基本方針を踏まえて、社会福祉協議会がより具体的な事業の企画および実施などの計画を定めるもので、両計画は密接な連携や一体性が必要となるものです。

さて、ご質問の住民座談会につきましては、この地域福祉活動計画に基づく社会福祉協議会の取り組みの一環で行っているものです。社会福祉を目的とする事業の企画や実施などを目的として行っております。

昨年度は、伊田浦、熊野浦、市野瀬、奥湊川、市野々川の5地区で計8回の座談会を開催し、103名の参加の中で、地域の実情と課題、今後地域で取り組んでいきたいことについて具体的案の検討を行っております。

これらの座談会において、住民の皆さまの自主的な取り組みを損なわないよう、地域福祉や社会福祉の事業として取り組めることや支援の必要な事項があれば、社会福祉協議会の事業として計画していただけるものと考えております。

概要は以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私はですね、もう少し詳しく、具体的に集まってこういうことしてるという話があるかと思ってました。まあ概要と言いましたので、大体全体像が出てきましたけど。

そういう中身とですね、それから今後、これ今5地区やっておりますけども、今後どのような方向を持ってこれ取り組もうとしているのか、分かる範囲でいいですから教えていただけますか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

これも概要になろうと思いますが、再質問にお答えします。

25年度に入りまして、もう既に4月に座談会を行っております。

今後の方向性につきましてもこれまでの取り組みと同様で、社会福祉協議会主体で座談会を開催しながら地域の中での課題を整理し、住民の皆さまの自主的な取り組みを大切にしながら、社会福祉を目的とする事業の企画および実施に向けて取り組みを行う予定となっております。

また町としましても、社会福祉協議会主体の座談会ではありますが、可能な限り出席して住民の皆さまの声をお聞きし、今後の福祉施策の推進に役立てていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

福祉施策というところで、私は、社協としてはほんとにこういう取り組みしてるんだなあということで、皆さんにこういうやってることを知らせていくべきじゃないかな、知ってもらったらいいなと思って、今回質問に取り上げたこともあるんですけども。

地域座談会というわけですから、地域の方を社協が集めるのか地域で集めるのかよう分かりませんが、声を掛けて集めて、そこで話し合いをして、何かミニデイのような取り組みをするのとは違っていろんな話し合い、皆さんで話し合いをする。

また、いろんな何か行事というか、ここで何かやってるんでしょうか。そういうことじゃないですか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

座談会の中で具体的にこのようなことをしているということはありませんが、今、地域として取り組んでいる行事というか取り組みであったりのお話を聞かさせていただくということが、今、基本的にやっていることはそのようなことです。

例えば、奥湊川ではホテルの里づくりをやっておるとか、ミニサロン、ミニデイのようなことを企画

しているであるとか。そのようなお話をお聞きして、町として、また社協として支援ができるようなことがないかというお話をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

地域ではですね、なかなかお年寄りが増えてきまして、いろんな所に出ていくということが少なくなりました。そして、昔と違いまして地域で集まってですね、お節句もなくなりましたし。浜の宮の場合はですね、そういう六一のお祝いもなくなりましたしね、三十三のお祝いもしなくなって、地域が集まって何かおしゃべりするという場がなくなりました。ですから私、こういうのをですね地域の中で、皆さん、地域の方が近くで集まってやるということは、本当に一つの福祉政策であり、まあ介護予防といいますが、認知症の予防にもなるし、大変いいことだなと思っています。また今後も社協と一緒に続けてほしいと思います。

続けてですね、次にいきます。

在宅介護についてですが、介護をする人の立場で次は何います。

介護の問題は、私たちの目の前の切実な問題になっています。高齢化が進んだ地域ではどこも高齢者が多く、介護サービスを必要とされる方も大勢です。一人暮らしのお年寄りも少なくありませんが、昨年まで元気だった方が、このごろは何か足腰が弱ってきたなとか、また認知の兆候が出てきて、日々進行していくのが分かり、地域でそれとなく気を付けている共助も進んでいます。

そんな暮らしを送る中で、私は行政の皆さん、特に包括支援センターの職員さん、社協の職員さんの皆さんは、本当に日ごろから住民に寄り添って親切な対応をしてくれてると思い、感謝をしております。家族を介護してる住民の方が、ショートステイの利用や施設への入所の相談など、その町民の方と一緒に伺うことがあるんですが、いつも親切で優しい対応をしてくれます。職員の日ごろからの目配りや配慮やお世話があって、助けられた住民の方は大勢おります。これからもよろしく願います。

行政のお世話のおかげで、デイサービスやショートステイなどを利用しながら在宅介護をされている住民の方に、この間お店の前で会いました。その後、お父さんやお母さんはどうですかと伺いますと、堰（せき）を切ったように、その後の日常についてお話をされました。介護をしている方は、誰かに話したい、聞いてもらいたい。話をするだけで、聞いてもらうだけで、気分が休まるのだと実感したものです。

それで、先日の社協の評議員会の中ですが。評議員さんから、在宅介護をしている方たちで集まって、介護の大変さとか悩みとか、または相談などをする、そういう話をする場は企画できないかという提案がありました。認知症の介護者の集まりは企画しているとのことでしたが。

それらも含めて、家族会のような取り組みが今後できないのか。また、やってるとしたら現状、まあ今後の取り組みの方向などお伺いします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは、宮地議員の介護の問題のうち2番の、家族会のような取り組みの状況についてお答えします。

介護をされているご家族は、さまざまな悩みを抱えながら介護の日々を送っていると考えられることから、同じ経験を持つ方同士が悩みを出し合い、それぞれの経験を生かし、アドバイスし合うなど、交流を深めることで介護者が孤立することがないように、また、日ごろの介護によるストレスを吐き出し、明日の介護のエネルギー

ギーとなるように励まし合っていただくことを目的に、現在町では在宅介護者の集いと、認知症の方を抱える家族の座談会の2つの集いの場を開催しております。

在宅で介護されている方の集いの場である在宅介護者の集いにつきましては、昨年度2回開催し、合計で11名の参加があり、参加者同士による意見交流などを行いました。介護のさまざまな悩みや、それに対するアドバイス、経験談などが出され、参加者の交流の場となり、大変有意義なものであったと思っております。

また、認知症の方を抱える家族の座談会につきましては、昨年度4回開催し、合計で28名の参加があったところです。12月に開催しました座談会では、幡多家族の会の皆さまにもご出席を賜り、他の市町村との交流につながったものと考えております。

このような取り組みは参加者の皆さまにも喜んでいただいていることから本年度も予定しておりまして、認知症の方を抱える家族の座談会は6月18日に、在宅介護者の集いは7月25日に、それぞれ予定しているところです。

それと、ご質問がありました今後の目標についてお答えします。

在宅介護者の集いは、目標としましては年2回程度、認知症の方を抱える家族の座談会につきましては3カ月に一度の、年4回程度を目標に取り組んでおります。

将来的な話になりますが、将来的には行政主導ではなく、当事者同士の自主的な集まりとして発展してほしいと、そのように願っているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

もう既に家族会のような取り組みをしているということで、ほんとに介護をしている方を孤立しないようにといえますか、そういう取り組みだというお話を聞きました。

いろんな病気を持つての方の病気の患者会とかね、そういうものがあって、実際そういうお話し合いをされて。すごく、ああ、みんなおなじ悩みを抱えているんだっていうことをその場で知って、安心したという横の広がりがつなげて、本当に孤立しないといえますか助けられてきた。また、次へのエネルギーになってきたというのをよく聞きます。これから、こういう介護をしている家族どんどん増えていくことでしょし、また認知症の方を抱えてるご家族は本当に大変な思いをしていると思います。こういう会が、今、課長が言われたように行政主導じゃなくて、ほんとに自分たちが今度やっていく。それが本当は一番いいことだと思います。ぜひ、まあ最初は行政が手を差し伸べてあげて、どんどんそういう方向で進めていけたらなあと思います。

それからですね、その評議員会でさらに提案されたんですけども、介護をするに当たりましてはね、もう寝たきりの人を介護してる場合、寝返りをするとか着替えをさすとか、そういうようなときにはやり方があって、知っていったら簡単に、力を入れなくてできるそうですね。で、そんなやり方を専門の方だけではなくて、一般の人にも研修をしてもらう場を設けたらどうだろうか。知っておればですね、その場に居合わせたときに役に立つのではないかと提案がありました。よくテレビなんかではやっておりますし、私も何回かちょっと研修も受けたんですけど、なかなか身には付いてないんですが。そのような研修の場を設ける。一般の人を含めたですよ。そういう計画も必要じゃないかなと思うんですが。

その点についてはどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

詳しい資料を持ってませんので、詳しいお話はできないところなのですが。

今年の7月に介護にかんする研修会も予定してまして、追って皆さまの方に通知する計画としております。

議員がおっしゃりますように、その介護にかんする技術の研修であつたりも大切なことだと思っておりますので順次取り組んでいきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

それは専門の方とか、それに従事してる方とかですね、それから今実際の介護してる方を対象じゃなくて、広く一般に募集して、みんな知ってもらったらどうかということなんですが。

そういう取り組みがあるということによろしいですか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

すいません。詳しい資料を持ってませんので、あれでしたらまた後日ご報告させていただきます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

詳しい資料がないので、ここで言ってもあれですが。

まあ、ぜひそういう取り組みをしてほしいということですので。もしなければですね、またそういう方向で計画なり、話し合いなりしていただきたいと思います。

それでは、次の3番に移ります。

国は介護保険制度の中で、要支援1、2の要支援者を介護給付の対象から外す法案を出そうとしていますが、この点について伺います。

安倍政権は社会保障費を聖域とせず、見直しに取り組むとして、今後は社会保障費を削減すると言っております。今でさえ社会保障費は不十分で、国保税や介護保険料の支払いに住民の日々の暮らしは圧迫され、安心できない、苦しい老後を余儀なくされています。今、安倍政権が提案しようとしている社会保障制度の改悪では、70から74歳の窓口負担を2倍に引き上げる、風邪薬、湿布薬などを保険から外す、年金の支給開始年齢を68から70歳に先延ばしにする、介護サービスの保険適用を要介護3以上の重度者に限定する、などの改悪が検討課題として挙げられております。

また、成長戦略政策を目的とした産業競争力会議では、がんは3割負担、風邪は7割負担などと病気の種類によって窓口負担を引き上げる。介護保険の軽度のデイサービスは全額自己負担にするなどの議論がされているそうです。

そのような社会保障改悪をどんどん進めて、貧乏人をこれでもかこれでもかと苦しめる政治がまかり通っていいものなのかと、怒りが込み上げてきます。

今回の質問は、介護サービスを削る策として要支援1、2の介護者を切り捨てる法案が来年度から進められようとしておりますが、まずどのような制度になるのかを伺います。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは宮地議員の一般質問、介護問題のうち3番についてお答えします。

このご質問の内容につきましては最近新聞等で報道されているところで、高知新聞では、介護保険軽度分離へ厚労省検討という見出しで、5月の6日に掲載されておりました。

この件につきまして高知県にも問い合わせを行ったところですが、現時点では議論の途中であるため十分な情報はないとのことですが、議論の中で市町村に格差が生じるのではないかと反対意見もあり、議論の行方は全く不明確な状況であるということです。

議員のご質問の、該当者はどうなるかにつきまして議論の行方が分からないところですが、現時点で予想できる範囲でお答えします。

軽度の要支援認定者につきましては介護保険の給付制度から切り離され、市町村の事業として訪問介護や通所介護などの事業を実施することにより、必要なサービスを受けられるようになるのではないかとというふうに想定されます。

要支援認定者を介護保険の給付制度から切り離し、市町村事業として行うこととなりますと、当町としましては該当者に対する介護サービスの質や量を適正なサービス基準まで確保できるかが課題になろうと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

課長ね、高知新聞にはそのように載っているかもしれませんが、これはですね、一応政府が出してる文書、どこが出してるか、ここに今控えてませんでしたが、大体全体像を出してるんですよ。

それで、それに見ますと今課長が言われたようなことが大まかですけども、大体要支援1、2を介護保険制度から外すと。外して地域に委ねるっていうことはですね、今までのサービス提供が市町村になるわけですよね。で、それは具体的にはどういうことかっていうと、この書類ではですね、今まででしたら介護保険制度の枠組みの中で、その制度の中でサービスをしてるわけですから、法で決められた一定の運営基準で、一定の人員でサービスされてるんですけども、これを枠組みから外すっていうことは、今課長が言われましたように通所サービスとか訪問介護サービスが、このボランティアとか民間企業とかNPOのそういうような感じになると。そういうふうな私書類を、インターネット取って見たんですが。そういう具体的なところは課長の方から全然なかったんですけども。

まだ検討課題だから分からないというのではなくてですね、もう実際これ進められている所もあるんです。2014年度からも進めると言ってるんですが、実際ですね、今120なんぼやったかな、忘れちゃったけど。もう現在始まっているんですよ、これがね。違った。既にですね27カ所で実施されていて、厚労省はこれらを機会に市町村に拡大して、要支援の全体の保険給付の対象外にする方向を持っているということなんですので、厚労省のですねそういうところを調べていったら課長の方にも分かると思います。

それでこの資料によりますとですね、地域支援事業というものを立ち上げるのかちょっと分かりませんが、地域支援事業に移していくと。そういうふう書いてあるんですけど、その点はどうですか。地域支援事業に移ります。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

すいません。もう少し詳しく、分かってる範囲、答弁させていただきます。

先ほどから介護保険の給付制度から切り離されるというお話をしてまいりましたが、介護保険制度の中の地域支援事業という事業の中で介護予防事業として行うこととなるというふうを考えております。

地域支援事業は、現在 65 歳以上の一般の高齢者や、虚弱高齢者に対する介護予防事業や見守りネットワーク、また家族介護支援事業である介護用品の支給事業とか、在宅介護手当の支給などの事業をやっているところですが、軽度と認定された要支援認定者が介護保険から切り離された場合、これらの事業と同様に地域支援事業の一部として、マンパワーや社会資源などを勘案しながら、市町村長の判断で必要と考えられるサービス。例えば、訪問介護や通所介護などのサービスを実施することとなると考えられます。

こうすることによって、国一律の予防サービスと違って個々の人のニーズに合った柔軟なサービスの提供ができ、ボランティアやNPOなどを活用することで地域の活性化にもつながるというメリットがあるというふうに言われております。該当者に対する介護サービスの質や量を適正な水準まで確保できるかが、先ほども申し上げましたが、当町の課題になろうというふうを考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

これはですね、課長が最初に言われました、今までの質や量の確保が難しいんじゃないかと、まあ課題が残るというふうに言われました。要はですね、難しいこの行政言葉で出てますけども、この今までの介護保険制度の中から要支援の 1、2 の方を切り離して、サービス提供の役目をまあ市町村に移すということですよ。

で、市町村の中に支援事業というのがあって、そこでですね、まあ地域の活性化っていいですか、何だかにつながると言われましたけども。今まででしたら介護保険制度の枠組みの中でありましたので、先ほども言いましたけど全国一律の人員で、運営基準がきちっとあって、専門の職員さんが訪問介護サービスをする。それからまた、通所サービスがしてもらえると。それから調理部門とかそういうこともあると思うんですが、そういうことがあったんですけど。それを外してですね、もう国に財源がないから市町村でやってくれと、そういう方向にあるんじゃないかなということ危惧（きぐ）してるんです。

地方へ移されますと、財源というのはどういうふうになりますか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

財源については今のところ全く分かってない状況ですが、現行の介護保険制度の財源の内訳を見ますと、介護保険による給付による負担率と地域支援事業の負担率はほとんど一緒です。で、第 1 号被保険者の負担金等もほとんど同じような状況です。で、財源的にまだどうなるかというところは全く情報がありませんので、分かりかねます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私が取った資料ではですね、地方に移された場合、介護給付費の3パーセント以内で介護保険財源から出ると、そういうふうにあるんですけど。

それで今までだったら、先ほども言いましたけども、要支援1、2っていうのは介護保険制度の中からきちっとまあ一応、サービスは低下しているけどもサービスができてたと。ところがもう予算も削られて、まあ市町村裁量になりますので地域間格差も出るというふうに、さっき心配されるというふうに言っておりましたけど。そういう制度に変わっていくということが問題じゃないかなと私は思って、まあ今回取り上げたんです。

この要支援2っていうのは、2006年の制度改正で作られた枠組みで、要介護1の該当者の約6割が対象になっていると言われていています。そのときの理由というのが、受けられるサービスは少なくなるが、介護予防に重点を置くというものでした。重点を置いたはずのサービスを、前の改正からわずか7年で制度の対象から外すというのですから、私は国のやることはひどいんじゃないかなとっております。介護保険は、家族が抱え込んで苦しんでいた介護を、制度を作って、まあ税金を徴収してですね、社会全体の問題として社会化するのが、この制度を作った理念ではなかったのかと思います。今回の制度改悪は、結局元の状態に誘導しているんじゃないかなと、そういうふうにも見えます。今でも介護保険の適用は必要な介護の一部に過ぎない例が多くて、大抵の家族は苦しんでおります。見直しはそれに拍車を掛けるようなものだと思います。軽度の人こそしっかりと支援をして、重度化させないことの方が財政面でも効果があると思うんですが。

どうでしょうか、その点については。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

議員のおっしゃるとおりだと考えておりますが、なかなか財政的にも、社会的なリソースにしても当町厳しいところがありますので、また個別に今後検討していきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

最後に町長にお伺いします。

今まで何回も言ってきましたけども、厚労省が考えている今回の介護保険制度見直しっていうのは、介護の必要性が低い要支援1、2のサービスを介護保険制度から切り離すことです。これは介護サービスの提供の役目を市町村に移す方向で、今説明があったところなんです。介護費用抑制が狙いだと思っておりますけども、これは専門家からもですね、軽度の切り捨てだという批判の声も挙がっております。国は財源がないから市町村で何とかしなさいということだと思いますが、介護保険料だけはしっかり徴収しておいて、サービス提供を削減する。これはあんまりなやり方じゃないかなと思います。このようなやり方に、地方は丸となって国に物を言うべきだと思います。

11日の高知新聞の一面にもですね、5年で道州制撤回との見出しで、全国町村会などの地方側が強く反対しているので、そのことに配慮して5年という期限を撤回したと、そのような記事がありました。今は選挙前でもありますし、地方の声がいつもより通りやすい時期です。国に、このような弱者やお年寄りをいじめる、そのような法案を撤回するように声を挙げていただきたい。

国保のときも、国に声を挙げるように町長に議会で提案をしましたが、国の悪政から町民を守る防波堤に

なるのが地方自治体の役目です。

町長にぜひ、地方の主張の先頭に立って、国に声を挙げる旗振り役をお願いしたのですが、どうでしょうか。
議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

大変勉強不足で申し訳なく思います。答弁をさせていただきます。

まず、軽度の分離でございます。要支援1、2の方の、この介護保険制度からの分離でございますけれども。これは、包括的にとらえて最終着地がどこにあるのかということをしかり見据えなければならないと考えてございます。国は歳出抑制のために、まあこういったところから切り離していこうというのが大きな姿勢であろうかと思いますが。仮にその枠組みを当町まで圧縮したときに、当町の介護保険制度の中で、その制度内で要支援者の1、2の方について支援をする、運用していくということが適切なのか。それが最大限の住民サービスの提供につながるのか。あるいは、分離して別枠でやるのが住民の皆さんへの住民サービスの提供の最大の効果を表すのか。これは今、国が改正しようとしてる着地点を見極めてみないと分からないところでございます。ただし、現在さまざまなメディアからいただいているところは、議員がご指摘されるようにまず歳出抑制という性格があって、なおかつ、これもおっしゃられるとおりでございます。市町村は何とかしなさいという姿勢でございます。そうなりますと、これまで本当にサービスの需要があった所を財源をカットして、知恵と工夫で何とかしなさいというお話でございますので。もちろん知恵と工夫は出しますけれども、限界があると思っております。

そういった中で、しっかりと着地点を市町村にまずお示しいただくこと。そして、どの部分をどのように改正していくのかという議論の場をまず設けていただくことが必要であろうかと思っております。それすらないままに、国から下りてくるようなことがあっては絶対ならないと思っております。

こちらにつきましては、高知県の、ある中の首長さんからもお電話いただきまして、どのように考えるかというようなお話もいただきましたが、冒頭申し上げましたようにまだちょっと勉強不足でございまして。もう少し勉強さしていただいて、それによってわが町の住民サービスの低下を招くようなことがあれば、しっかりと国に声を挙げてまいります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ、ほんとに介護保険というのはややこしくて難しくてですね、どんどんこうして制度が変わってくるとですね、覚えたころには変わるということで、ほんとに大変なもんだと思います。ぜひですね、もう資料はその気になれば届くと思っておりますので見ていただきたいのと。

着地点というのは、私は決まってると思うんです。着地点というのは、今まで介護保険制度の枠組みから介護保険料はずうっと徴収してきたけれども、サービスを切り離していく。市町村サイドに回す。市町村サイドに回すっていうことは、今まで法的な基準の中で守られていたものが、もう市町村の裁量になってしまう。まあ財源も違ってくる。そういうところでですね、せっかく介護保険制度を作ったんだけど、私も65歳になって介護保険料徴収があって、ほんと高いのにびっくりしましたけど。年金から天引きですから。介護保険料だけはしっかりと徴収されるんだけど、サービスはどんどん切り離されていく。これが大まかな着地点です。

あと、町長が言われましたように、市町村でしっかりと見ていくと言われましたが。その枠内がほんとに市町村の裁量になると限られてきますので、ぜひこれは国がですねそういう制度を作ってるわけですから。ぜひこ

うということがないように、市町村サイドに投げるんじゃないで、国でしっかりやってほしいという声を挙げてほしいということなんです。

またぜひ、町長も勉強して次にとということでしたので、ぜひよろしくお願いします。

次に移ります。これで介護の問題は終わります。

太陽光発電について伺います。

太陽光発電について。あの福島原発事故を受けて、原発がいかに危険であるか、国民は安全神話にどっぷりと汚染されていたことを知らされました。放射能が地球上の生き物とは相いれない危険物であることも再確認されたと思います。

福島原発事故以来、再生可能な自然エネルギーが見直され、太陽光発電は今、全国各地で事業化されています。自治体の参入も例外ではなく、幡多郡でも、宿毛市とか土佐清水市とか三原村などが名乗りを挙げています。まあ、高知県でもさまざまな所が名乗りを挙げておりますけど。黒潮町でも、3月議会で太陽光発電事業に参入するという旨の提案がありました。

質問する前に少しお断りしておかなきゃなりませんが、私は電気については、特に技術的な点は全く素人でして、初歩的な、根本的なシステムが理解できておりませんので少し的外れな質問もあるかと思いますが、ご了承ください。

この事業は太陽光で電気を作り、その電気を電力会社に売って利益を得る事業ですが、議会でも大まかな事業内容については説明がありました。議会の説明と質問が重なるかもしれませんが、町民の方も新聞報道を見ており関心がありますので、その点はよろしくお願いします。

まず1点目に、高知新聞にですね、県西部新エネ参入できずとの記事が出ましたが、黒潮町のこれからの参入は間に合いますか。

2点目に、売電価格についてお尋ねします。

売電価格は国で決めているもので、最初は42円でしたが、その後下がっています。3月議会でもらった資料では売電価格は38円となっていますが、教育厚生常任委員会、この間委員会で頂いた資料では、買い取り価格36円となっております。はっきりした価格を教えてください。

売電価格はどんどん下がっていますが、変動があっても契約時の値段が保証されていますか。それは何年間ですか。

3点目に、四国電力への申し込みはどうなっているのでしょうか。早く申し込まないと間に合わないと言われている方がちらっと言っておりましたけど。間に合うか間に合わないかが分からないと、まあ言うておりましたが。間に合わなくなる場合もあると言っておりましたが。

その3点について、まず最初にお伺いします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

失礼をします。

宮地議員の太陽光発電についてお答えを致します。

初めにありました、間に合うかというようなご質問ですけども。通告書にもありますが、県西部新エネ参入できずというふうな記事もあります。これについてですけども、変電所、それから送電所の容量を超えた場合に、四国電力の方が先に申請をした者を採用すると。その後で限度を超えればですね、申請をしても許可ができないというふうな状態になるように聞いております。それについて、三原等についてはその容量を超えたと

いうことで参入できないというふうな情報が新聞記事に出た模様です。

4 月末の時点で、一応、黒潮町管轄ではですね、容量的に余裕があるというふうな県からの報告を受けておりますので、まだ間に合うというふうに認識をしております。

そして、売電の価格ですけども、38 円というふうなことで今報告がありましたが、県の試算等を聞きますと 36 円というふうになっております。多分ですけども、38 円というのが 36 円に消費税を掛けますと 37.8 円というふうな形になるかと思えます。それで約 38 円というふうなことだろうというふうに思われます。県の試算を含めると 36 円という価格で売電価格との試算をしております。

それから保証ですけども、一応 20 年という形で計画をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

大事な所がちょっと抜けたんじゃないかとはいっきりしなかったんですけど。

36 円で、これは価格変動があっても契約時の値段が保証されてますかということで、されてますという。はっきり言えばですね、そういう答弁がほしかったんです。

というのがですね、そうでないと、どんどんもし下がっていったらどうなるんだろうというのは住民の方も心配してますので。

その点をもう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

36 円で契約をしますと、それから 20 年間の保証はずっと 36 円のままあるということで回答します。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

間に合うかどうかは分からないけども、まあ間に合えばですね契約成立すると。また間に合わなくて、この計画が頓挫する可能性もあるということによろしいんですね。

どうですか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

頓挫といいますけど、ほかからの参入といいますか、民間企業等がですね土地を借りてすぐ電力の方に申請して、それが認可をされてですね、電力の方の送電線等の容量を超えればですね、うちが申し込んでも許可をいただけないということになりますので。予算の方にも出資金計上させていただきましたけども、会社設立するまでにですね中座というところ、頓挫といいますか、やまることもあり得ます。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

まあ、相手があることですので、そういう方向もあるということですね。

それで、年間発電量は約 57 万 1,500 キロワットを想定しておりますが、太陽光ですので照るときもあれば雨の日もあるし、または曇った日、もちろん夜間は当然駄目なわけですけども。

起こす電気がですね足りなかった場合、売電量が違ってきますし、利益が少なくなります。また余った場合もありますけども、少なかった場合はどうなるのか。また余った場合は上乘せして買ってもらえるシステム、そういうふうになってるのか。

ちょっとそのへんをお願いします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

電力量についてですけども。委員会ではですね、試算シートということでお示しをしました所に設備利用率というのがありまして、一応全国平均が 12 パーセント。日照時間等をですね勘案して全国平均 12 パーセントということでなってますけども。県の方で当町の場所について、一応委託を掛けて計算をした経過があるようです。そのときの率がですね 11.06 パーセントということで、この間の表に書かせていただいております。これはですね、ちょっと山の方で日照時間の方が若干みぞいというふうな結果が出ておるようですので、まあ全国平均の 12 パーセントよりか若干低い数値となっております。

こういうふうな計算の下に、今のところ販売電力量を計算、試算をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私はまあ当然の質問してることかもしれませんが、電気を起こすにはいろんな波がありますよね。晴れてるときも、曇ってるときも、雨のときも。そういう波があるんですけども、少なかった場合はどうなのか。

また、想定ではたくさん電気ができたと。そういう場合は余分に買ってもらえるものなのか。

そこをお聞きしてるんですけど。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

余分にといいますか、それぞれ平均で買っていただけるというふうに思っておりますけども、試算の中では一応日照量とかで平均を出して、今のところ試算をしております。

売電の量につきましては、その都度違うというふうに思っておりますので、今は平均で算出をしておるところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

そしたらですね、先ほどから何回も言ってますけど、天候によって左右される電気ですよね。いろいろ安定しないわけです。まあ年間でこれは算定してるんですけども。

実際事業が始まった場合、思ったよりも電気がたくさんできたと。そういう場合は、たくさん買ってもらえる可能性もあるんですか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

たくさん買ってもらえるということはありまが多くなっても 590 キロワット以上は発電しないことになりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

1 つしか言いませんでしたけど、少なくなるということもあると。そこは言いませんでしたけど。少なくなる可能性もあるし、大きくなる、その変動は認められているわけですね。

どうですか。認められています。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

変動はあります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私はですね、ひとつの蓄電器みたいなものがあって、そこで一定量の電気を供給していくようになってるのかなど。今日は何キロワットだったけど、今日は少なかったと。そういうふうになると四電の方が困ってですね、そうじゃなくて一定の量を供給していくものかなと思ってましたがそうじゃないようですので、分かりました。

それでは、20 年間の市町村メリットについてお伺いしますが。

3 月議会でもらった資料の資産概要というのがありますけど、それには市町村メリットとして 20 年間で約 6,000 万円の利益があると、そういうふうには試算をされております。この資料を受けて、高知新聞にも収益を約 6,000 万円と見込むというという記事がありました。これはまあ決まった量の電気、今、上下あると言いました。少ないときもあれば多いこともあるので上下があると言いましたけど。その電気は安定的に、まあ変動価格を受けないで 20 年間売電できるということが前提ですけど。

それを前提にして、町の 20 年間で得るであろう収益についてですよね。3 月議会のときにもらった資料と、今回、教育厚生常任委員会でもらった資料では、収益に違いがあります。ほかの委員会の議員の皆さんは分かりませんので、丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

町の 20 年間で得る収益は、

ほかの議員の皆さんももらったんでしたかね、これはね。どちらにしろですね、両方資料が出てますので。

高知新聞には 6,000 万円とこう出てますので、実際どうなのかということをごです、お答え願います。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

黒潮町としての収入についてですけれども、まず、20年間の総額です、配当金が約835万円と。そして、土地の使用量ですけれども、今のところ平米100円と。ちょっと高額な値段になるかと思いますが、20年間で1,462万と。それから固定資産税1,926万円、それから法人住民税177万ということで、合計4,400万を一応今のところ試算をしております。

前回、3月のときにお示しをした6,000万円というところとですね、配当収入のところが若干違ってあります。前回、3月のときにお示ししたときにはですね、この配当金の中に出資額をですね配当の中にはめていただくというふうなことが含まれておりましたので、この部分が若干大きな差が出ております。

そして、土地の使用量についても約7,000平米ということですが、ちょっと端数の300平米ぐらいを足して計算を入れてますので、今回若干上積みになっております。

そして法人住民税についてもですね、13パーセントという低率で計算をしておりますので、ここも若干違っておるといふふうに思います。

そういうふうなことを含めまして、3月の分と違ってきておるといふことになっております。

この試算につきましてはですね、需用費も標準単価と。そして使用料につきましても、地目でですね評価額でかなりの変動が見込まれます。宅地とかで見ますとかなり大きな金額になりますが、山林とかですね原野とかで見ますとかなり低い金額の使用料となってしまいますので、かなり土地の使用量についてはですね、大きな変動がひょっとしたがあるかもしれないという状況になっております。

そういうことで、この試算につきましてはちょっと大きく変動があるかもしれないということを一応ご承知おき願いたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

丁寧な答弁をありがとうございます。

それではですね、3月のときには6,000万円大体収益があるだろうと言われておりましたけれども、大体4,400万円ぐらいだということ。それでですね、土地の評価額とかいろいろ違って来るといふんですけども。

ここで確認したいんですけども、見込額が3月と現在では2,000万ぐらい違って来るといふんですけども、今後、大きくこの見込額が変わってくるということはない、そう思ってよろしいですか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

先ほども言いました、大きくという範囲がいろいろありますけれども、個別に取りまして工事の量とかですね、そのあたりで変わってくる可能性はあるというふうには思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

じゃあ、まあまだまだこれからですので、あくまで見込というふうにとらえておきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

失礼をします。

パネルの枚数によってある程度限られておるようですので、多くなっても590キロワット以上は発電しないというふうなことです。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

はい、分かりました。

まあそのパネルの量は分かるんですけども、私はお天気のことを聞いてたんです。年間の天気によってですね、すごく晴れの日が多かったときもあれば、雨ばかりだったと、そういうときもありますので、そういう変動の中でどうなのかなとお聞きしたことでした。まあ、590を超えることはないということですかね。

次に移りますが。

民間業者についてですけど、参入する民間業者は県がプロポーザル方式で決めるということでしたが、できれば町の税金を使ってるわけですから町内業者が参入できないかなあと。そういう声がありますし、誰もが考えることなんです。そのへんはどうでしょうか。

まあ専門性が考えられますので、それが無理でしたらですね、せめて県内業者に限定すると。そういうふうにするにはできないものでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

県の見解ともなっておりますけども、県の方はプロポーザルで一応県内業者そういうふう決めておるようでございます。本社が東京なりでもですね、県の方に支店がある業者というふうなことに限定してプロポを行うというふう聞いております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ専門性があるから仕方がないかもしれませんが、本社が東京というのはですね、今まで町のいろんな大きな事業をするときには、大手がですね入って、大体税金をもう半分近く持っていかれると。そういう事業が結構あったんですよね。それで私、もうこれは本社が東京じゃなくて本社が県内ということで、そういう限定はできないものかなというふうにお尋ねしたんですけど、まあ県の方で決めるということですが。

そのへんは、こちらの方で要望していくと。県内業者に限定してほしいということはどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

こちらの方もですね要望していきますけども、一応ノウハウ等もありますので、一応東京本社の高知県支店ということはある得るというふうにご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

もう 1 点、民間業者の点についてお聞きしますけど。

約 1,200 万円を投資してですね、黒潮町は土地の賃借料とか固定資産税とか法人税とかが入って、まあ 20 年間で約 4,400 万円の収益があるようですが、民間会社の収益は 20 年間で幾らありますか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

民間会社の収益とすれば配当金ということになるかと思いますが、約 900 万程度というふうに認識をしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

約 1,200 万を出資して、20 年間でわずか 834 万、約 900 万と言われましたけど 834 万。あんまり収益がない。まあ、年間わずか 42 万ぐらいですか。あまりもうからない事業じゃないかなと思うんですけども。

これ東京本社の、まあ高知にある支店をプロポーザルで県が決めると言っておりましたけども、業績のいい会社はこれに手を挙げてくれるのでしょうかね。そういう心配がありますが。

そのへんはいかがですか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

一応、県内でも何カ所か県の方が進めてですねやっております、安芸の方では既に業者が選定をされておるように聞いておりますので、一応参加業者はあるというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

まあ、思ったよりも民間業者はもうからないんだなということを今知りました。まあ、黒潮町としては利益があるという点では、四国電力の方に申し込みが間に合えば、これは 20 年間ですね、ほんとに町としてはいいんじゃないかなと思います。

最後にですね、災害時にこれが利用できないものかなという質問したいんですけど。

この事業はあくまで四電に電気を売る事業ですので、町内で消費する電気の発電ではありません。少し方向が変わった質問の内容なりますけども、防災の観点からですねお尋ねしたいんですけど。

想定されている南海トラフ巨大地震が来た場合は、当然ですがすべて停電になります。で、まず避難所にはですね、すぐに電気が必要なんですけど、災害時に自家発電として利用できる、そういうような設備は備えられてるのでしょうか。考えられていなければ、今後検討すると。そういうことはできないものでしょうか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

自分の方が考えるんですけど、先ほど出ましたけども蓄電池等です。設備がないと、電気をそこにためておくということは多分ないと思われまして。送電線によって電力の方で買い取られますので、緊急時にです。すぐ電気が欲しいということで、そこに電気を送るということにはならないだろうというふうに思っております。

そして、蓄電池をもし備えるような計画をしてもですね、災害時には電線等の点検等により送電は多分一時ストップするように聞いておりますので、すぐ使えるような状況には今のところはないというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

はい、分かりました。

まあ、せっかく町で発電するんだからそういう方向も考えられないもんかなと、まあ素人としては考えるわけです。もしできるようでしたら、そういう方向も探していただければなというふうに思います。

2問目はこれで終わります。

3点目、男女共同参画についての質問をします。

6月は男女雇用機会均等月間です。高知県の男女共同参画社会づくり条例には、男女共同参画の推進にかなする活動が積極的に行われるよう、毎年6月を男女共同参画推進月間としますというふうにあります。

男女共同参画っていうのはまだまだ聞き慣れませんし、一般の人にはですね、少し難しい行政用語のような響きを持っています。でも本来は、私たちの日常の中に溶け込んで、自然に行われなければならない考え方です。しかし現実には、まだまだ男女平等の視点は男性にも女性にも不足していると思いますし、日本における男女平等の実態は世界の水準からしても大きく遅れています。

男女共同参画とはどんな考え方で、どんなとらえ方をして、個人も事業者も行政も何をするのか。具体的には2011年、一昨年ですけども、6月の黒潮町が発行しております広報にですね大変分かりやすく紹介されていますので、一部ですけどこれを読んでみます。広報にはですね、A4の半分ぐらい取って紹介してるんですけども。

6月は高知県の男女共同参画推進月間という見出しでですね、高知県男女共同参画社会づくり条例では、6月は男女共同参画推進月間と定めています。男女共同参画というと、何だかとても難しいことのように思いませんか。男女共同参画とは、男だから、女だから、という固定的な考え方にとらわれずに、男女がお互いに社会の対等なパートナーとして認め合う意識を持ち、自分の意思と責任で自由に生き方を選択できる社会を目指すことです。

例えば、こんなことが男女共同参画を進めることになりますということで、家庭では家事とか子育てのこととか、そういうことはお互いのパートナーと話し合っ、男性の意思で全部決まると、そういうことじゃなくって、家事も育児も介護も分担してやりましょう。それが男女共同参画の考え方ですよ。職場ではですね、企画会議など意思決定の場に男女が対等に参画し、個性と能力を生かせる職場づくりをしていきたいと思います。まだありますけど、こういうふうに書かれてあります。まあこれが基本的な、男女共同参画の考え方です。まあ、地域のことも書かれてあります。

ご存じのとおり、戦前の暮らしではですね、明治憲法の下で基本的人権は認められておりませんでした。家庭での例を挙げますと、家父長制度で、意思決定は一家の家長、主に父親ですけども、父親が何事も決める。結婚さえ、親の決めた人と結婚するのが当たり前の時代でした。戦後、平和憲法が制定され、国民主権、基本的人権が掲げられた世の中となり、初めて一人一人の人権が認められました。男女共同参画の基本的な考え方は憲法に基づいたもので、憲法を日常により具体化する内容のものだと思います。

最初にお尋ねします。

男女共同参画の考えはまだまだ不十分であり、人権を声高に唱える町の方針であれば、もっと力を入れた取り組みの姿勢があっていいのではないかなど考えます。具体的には、手の着けやすいところから実施してほしいと思います。

まず、2010年、2011年の6月の広報。2011年はこれ、今読みましたけども。2010年より前の広報は調べておりませんが、それらにはですね、この男女共同参画についてきちっと取り上げてお知らせをしておるんですが、昨年と今年もですけど、もう広報には掲載されておられません。この理由は何でしょうか。町が重視していないとは思えませんし、住民への啓発としても大事なことを考えますので、再度復活させるべきだと思いますが。

この点、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは宮地さんの一般質問、男女共同参画の推進月間に関連する一般質問についてお答えを致します。

少し通告書に基づきましてご答弁をさしていただいた後、今年の広報に掲載されなかった理由もお答えしたいと思います。

6月は高知県条例で男女共同参画推進月間ということで、私が総務課長になってこの担当をするようになって、宮地さんから一般質問を受けたのが6月4日のこととございまして。同時に、国から第28回男女雇用機会均等月間の実施に対する協力依頼ということで文書が届いたのも6月4日のこととございます。6月を推進月間とするなら、せめて5月ぐらいに届いていたらと思うわけですけども。まあまあ、昨年の広報のことも自分は掌握してございませんでしたので、何を言っても言い訳になってしまいます。

そして、その去年の広報のこともございましたので、担当に今年のことの掲載のことを聞きましたところ、昨年は、広報掲載の依頼ということが県からもございまして載せたということとございました。そういうこともございまして、今年の黒潮町の広報には掲載を致しておりません。

それから、だんだんご質問もいろいろとされてこようかと思えます。男女共同参画の全体的なことについて伺うということになってございますけれども。この国の方から届いた文書を見ながら、そして、さんSUN高知の6月号も見てみますと、情報広場のページに男女共同参画推進月間の講演会というご案内がございまして、その演題が希望格差社会と男女共同参画ということで、講演会があるご案内が載ってございました。そのご案内の末尾に書かれていた文章に妙に自分が引かれまして、というかまあ安心を致しまして。これから何ができるか一緒に考えるという文章でございました。ご案内のように、黒潮町ではまだ男女共同参画社会のプランも条例もできてございません。

そういったことで、この通告書に基づく回答の結論的なことをまず最初に申し上げますと、町と致しましては、これからですけども、国および県の計画も勘案致しまして、平成26年度の計画策定でどういうものができのるか先例の自治体にも意見を聞きながら、そして地域の皆さんにも情報を聞きながら、これから何ができ

るのか一緒に考えて、プランの作成を考えていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

今後ですね、広報に掲載してほしいと。それは答弁が、私、抜けてたように思うんですけど。

去年もないんです。今年もないんです。その前、2010 年、11 年は載るんですよ、きちっと。それで、この省いた理由はちらっと言うておりましたけど、今年省いた理由は何も答弁がありませんでしたけど。

今後、載せるかどうか。その点も含めてお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

すいません、私の意識の中では答えたつもりでしたけれども。

県からの掲載依頼ということがございまして、広報では載せたと係では言うておりましたけれども、今年はそのことも文書がなかったので載せなかったというのが理由でございます。

6 月ということですので、6 月の文書になりますと 7 月になってしまいますので、来年からということになるろうかと思えます。広報掲載をするとすれば。

以上でございます。

（宮地議員から何事か発言あり）

広報掲載致します。7 月号では遅いので、来年の 6 月からということになります。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

すいません、耳がだんだん遠くなっておりますので語尾の方が聞き取れなかったものですから。

来年度から広報掲載をするということですが、県の方から載せてくれって来なかったから載せなかったってというのは、本当に消極的なとらえ方だなあと感じて、その点は少々残念なんですけども。言われたから載せたと、言われないから載せないんじゃないかと、ほんとに重要視して考えてもらいたい。まあ、来年度から載るということでした。

それから、もうプラン作りのことはここに書いてありますから、先に答弁もらいましたけど。県がですね、プランを作っております。

私、今回ですね、高知県の男女共同参画社会づくり条例を再度読み返してみましたが、まだまだこのような考え方は、私自身もそうですけど町民の中に浸透していないと、そういうふうに思いました。もっともっと町民の中にお知らせして、まずは議員もそうですけど、執行部や役場の職員さんもそこから勉強していくべきじゃないかなと思ったのです。まあ、広報に載せるのを県から言われないから載せないぐらいの認識だったわけですから、そういうことじゃなくてですね、こういう勉強会をしていけたらいいなと思うんですが。県とか高知市などでは条例を作っていますが、先ほど課長言われましたように、町としては条例はありません。それでプランについてどうですかと聞こうかと思ったら、もう平成 26 年、何らかのプランを作りたいと。そういう提案がありましたので、私はほんとに大事なことだなと思うんです。

高知市ではですね、これダイジェスト版ですけど、大変きれいなもので書かれてあります。こういうプランがですね、課長の話ですと、いろんな人の話を聞いてプランを作っていく。それが一番大事なことで、上から、これを真似して全部、はい、プランできました、どうぞと。そういうんではなかなか浸透しませんので。いろんな所で勉強会をしながら、先進事例をまた学びながら作っていくと。ぜひやってほしいと思います。

それから、続いてその勉強会のこともちらっと言いましたけど、男女共同参画で分かりやすい具体的な考え方っていうのがですね、県の条例の12条の一部ですけど載ってますので紹介しますけどですね。

男性の家事、子育て、介護への参加を促進するための啓発に努めますと、こういう文章があるんですね。

これは具体的な男女共同参画の一例ですけども、私たちの周りではまだまだ、年齢が高い人ほど、男子厨房に入らずとかですね、男は仕事、女は家庭という昔ながらの考え方が根強くあって、家事や育児、果ては介護まで、それは女の仕事だと、当然だと思っている方が、多いとは言いませんけど少なからずいると思います。このような考え方を変えていくためにも、まずは啓発とか勉強会などが必要だと思います。先ほども言いましたけど、職員さんや議員も含めて町民を広く募集して、一緒に勉強する企画などをぜひぜひですね、プラン作り含めてそういうことを作ってほしいと思います。県のですねその条例を勉強するだけでもほんとに、私は自分で読み試みて、なるほどなど。男女共同参画というのはこういうことで、こういうふうに分たちは生きていかなきゃならない、暮らしていかなきゃならないんじゃないかなと思ったものでした。

ぜひ、そういう勉強会なり、そういうことを取り組む姿勢があるのかということですね、1つお尋ねします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

ちょっとここで勉強会も含めて考えていただきたいといいますか。

議員が最初の介護のところでも少しお話をされていたんですけども、田舎とそして都会という、社会には2つの世界があるとしたらですね、田舎の良さと、もちろん都会にも良さがあるんですけども。

例えば、お節句や結婚式とかは、昔は家でそれぞれやってました。今は残念ながら、その式場とかどうかでやってございますし、また、自分たちが子どものころには、各家庭で節句とかいうともう大きな出来事で、また、集会所でも結婚式が行われた所もありました。そういった田舎の行事が行われるときには、男女共同参画と今でこそいわれておりますけれども、もう朝早くから地域のおばさんたちは、どうのこうのない役割分担がもう必然的に決まっちゃって。そこに男性が入って行って、じゃあ食器を洗おうか何とかということ、もう何といいますか、暗黙の了解と申しますか、そういったものが形成されてございました。で、それら総じて田舎ではお客ということでありました。

そういった田舎に住む人たちの心がだんだんだんだん都市化していくにつれて、そういった行事も薄れていってしまって、今、まあ確かに男女共同参画ということで、男性の家事とかいうことも努めてやらなければならない。女性だけの、それが役割だということはないんですけども、失われていく文化もまた、自分の中では大切やないかと思うところもございまして。そんなことらも含めまして、勉強できる機会というものがあればいいのかなというふうに思っております。昔のようにしなければならないということではないんですけども、だんだんだんだん失われてくるものも顧みながら、人の心の変化といったところも含めて勉強できたらいいんじゃないかなと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

確かに地方はですね、地方に限らずですけどもそういうむつみが本当になくなってきまして、それぞれが個人で生活していく。それはそれで大事なことですけど、寂しい限りもあります。そういう、課長が文化を残していきたい。それそのものはいんですけど、1 つ気になったのはですね、昔のお客っていうのは、男の人は飲んで騒いで、終わって帰ると。女は用意して、後片付けまでして、炊事場の端っこの方でちょこちょこ食べると。それが大きなパターンでして、とても男女共同参画とは相いれないと。そういう日本文化は善しあしは別にしてですね、あったと思うんです。

で、こういうことをそのままやるというんじゃないで、やはり同じように準備をして、同じように楽しんで、同じようにむつみ合って、最後の片付けも男の人もやると。そういう方向が男女共同参画の考え方だと思うんです。で、そういう勉強会で私はあってほしいなと。そういうところからですね、やっぱり直していかなきゃならないと思うんです。

それですね、もう1つ大事なことはですね、男女共同参画をじゃあ行政がどういうふうにやっていくかという点では、その勉強会もそうですけども、前回の3月議会でも言ったと思うんですけど。女性を意思決定の場に積極的に登用するという、そういう方向を持っていたきたいというのは藤本議員が前にも言いましたけど、町の役場ですね、管理職にはほんとに立派な課長さんは全員男でありまして、女性の課長は今はおりません。そのやっぱり管理職にもですね、女性の登用が必要じゃないかと、そういう藤本議員からも提案がありました。それらを含む取り組みというのがやはり大事だと思うんですが。

町長いかがですか、その点は。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

以前も同様のご質問をいただきました。ほんとに見渡してみますと女性の管理職はいなくてですね、今後のその男女共同参画の計画を作った際にですね、どのような記述をしようかというような悩みも抱えながら計画策定ということになるかと思えます。

基本的には管理職の中で女性を排除しているということではございませんでして、組織全体の力を保つために適材を適所に配置すると、結果こうなってしまったということで。まあ、こうなってしまったと言うと課長に失礼ですけども。このような人事になったということでございまして、決して女性を排除して男性を優位に人選しているということではございません。

しかしながら結果を見ても、ご指摘いただきますように女性の管理職がおりませんので、そちらの方も少し勉強さしていただきながら検討させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私は女性を意識的に排除しているとは決して思っておりません。でも、意識的に排除じゃなくてですね、意識的に登用しないと、なかなか女性にはそういう場が用意されておられませんし、まあ、まだまだ子育てとか介護とか、いろいろ家事の問題は女性に掛かってきておりますので、管理職という所に行き着くまでにですね、もう自分の行き先がある程度決められてしまうというか、そういう社会状況もありますので。

そうではなくてですね、ぜひ執行部の方からですね、意識的に取り上げていくと。そういう考えで、それを

やってほしいということです。

この点についてはまた検討もしていただくということでしたので、ぜひお願いすることにして終わります。

2点目に入ります。

災害対策に女性の視点が必要であって、男女共同参画の立場からも意思決定機関、まあ防災会議などですけれども女性の登用を、3月議会でも言いましたけど再度求めるという質問ですが。

今はですね、津波対策の比重が相当高くて、いかに住民を津波から避難させるか、犠牲者ゼロを目指して、避難道、避難場所、避難タワーなどに多大なエネルギーがすぎ込まれております。人材も時間もお金も、そして意識も、全力投入されているように思います。松本情報防災課長はじめ担当の職員さんの中からは、誰かもう過労で倒れるんじゃないかと、そういう心配する声さえ出ております。

地震対策で特に津波対策は最重要課題であって、それを否定するものではありませんが、防災対策は災害が起きた後も大変重要です。せっかく津波から助かった命が避難生活の場で、そこで失われるようなことがあっては元も子もありません。津波被害は甚大で、津波は根こそぎ生活の場を奪ってしまいます。大勢の方が家を失い、着のみ着のまま避難所生活を送ることが予想されます。私も浜の宮ですので、自分の家は全部なくなって、命さえ助かってればいいということで全財産を失うんじゃないかな。自分が助かってたらですけどね。その前に津波でやられてるかもしれないけれども、そういう状況にあります。

避難所生活というのは多くの方が家をなくすわけですから、避難所生活は長くなって不便な暮らしが続きます。さまざまな立場、条件、状況の町民が災害の苦しみや痛み、そういうものを抱えながら生活を送ることになると思われます。せっかく助かった命でも、生きる希望を失う人も出てくる可能性もあります。災害が起きた後は大混乱をしているわけですから、想定どおりに物事が進むのは難しいと思います。しかし、人は生きていかなきゃならない、暮らしていかなきゃなりません。しかも南海トラフ巨大地震というのは広範な地震ですので、外からの援助が。外からの援助というのは黒潮町に届くと、そういうことは期待薄と置いていかなきゃならないと思います。自分たちであらゆるニーズに応えていける準備が必要だと思います。ですから、被災地ですので今の経験を学んで、今から準備が必要じゃないかなと、そういうふうに考えます。

単純に言いますと、人口の半分は女性ですので、被災者の半分は女性なわけです。それなのに、女性が意思決定する、そういう機関に誰もいないというのでは今までの社会状況の延長で、男女共同参画の視点は何も生かされておられません。

防災対策会議などで女性の登用を再度求めますが、災害後の対策からもこれから必要だと思いますが、その点も併せて答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員の一般質問の男女共同参画について、そのうちの2番目、防災対策会議に女性の登用にかんするご質問にお答えしたいと思います。

まず、私をはじめ職員の健康までお気遣いいただきましてありがとうございます。今のところ元気でやっております。

では、お答えします。

黒潮町では男女共同参画社会基本法の理念に沿い、これまでもすべての部署において男女共同参画社会の形成の促進をさせるため、女性委員の参画について推進を図ってきました。ご質問の黒潮町防災会議においても、委員を選任する際には女性委員の参画について考慮して、女性防火組織の代表者に委員を委嘱しました。しか

しながら、黒潮町防災会議の委員というのは黒潮町防災会議条例に基づいて選任をしております。関係機関の役職に応じた委員編成を求めているために、委員は30人以内で編成するわけですが、委員30人の中で現在女性委員は2人となっております。

女性と男性が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するようなことができる社会を目指し、今後においても災害対策にかかわらず、男女共同参画社会の形成を促進していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

課長も職員さんも元気でやっているということで、ほんとに頑張っていると思っております。

防災会議にもですね、女性が今のところ2人登用されてるということで、ゼロではないわけですが、

なぜ私が、3月議会もやりましたし、また再度言うかといいますとですね、3月議会にも述べましたけども、女性が入ってない防災会議なり、被災後のですねそういう対策会議に女性が入ってないことによる被害というのがいろいろ出されてるわけです。

それは前回の3月でですね、地域防災における女性の視点というテーマで研修会があったんですが、それを基にして3月議会は質問したんですけども。そのときの講師がですね、災害対策についてずっと運動をして、阪神淡路大震災でも女性へのニーズがまだまだ足りなかったと。そして、こういう災害があったときには必ず性犯罪が起こると。被害が起きるのは女性であるということで、そういう運動をしてきたんだけど、東日本大震災でもなかなかそれが生かされてなかった。まあ大きな震災ですから、そういうことがあるんですよ。ですから、今からそういう準備をしておいてくださいというのが、この先生のお話だったんです。

ほんとに私はそれが必要だなと思ったのは、まず男女別のトイレですね。しかもこれが安全で明るい所でないと、ほんとに犯罪が起きやすい。それから声としてはですね、女性が着替える場所がないとか、授乳するお母さんが授乳場所がない。また、小ちゃいお子さんを連れてると子どもさんが泣きますので、ほんとに子どもさんを連れてるお母さんは苦労したとかですね、若いお母さんですね。そういういろいろな弊害があって、そういうことをなくすためには、やっぱりですね対策会議なり、それから、いわゆる意思決定機関ですね。そういう所に女性の視点が入ってないと行き届かない。どうしても弱者の声、障がい者の声っていうのは少数ですし、声が小ちゃいわけですから、そういう所に行き届かない。

それでですね、日ごろからそういうことをやってもらいたいと。全国からたくさんの援助物資が届いたんですけども、なかなか自分たちに必要なものが届かないと。それはどうしてかっていうと、女性とかお年寄りがですね、男性の方には言いづらいと。生理用品とかですね、粉ミルクとか下着だとか、そういうことがなかなか言いづらくて、女性の職員さんを登用してからそういうことがスムーズに運びだしたという事例も、先生が持ってこられた本の中にあるんですが。そういうことは細かいことのように思いますが、ほんとに実際そこで生活する人にとっては大変大事なことなんです。

で、そういう視点を生かしていくためにですね、ぜひこれからもですね被災後のこともやはり、大変でしょうけども今から準備しておかないと、実際起きてからではもう間に合わない。そう思うんです。それで私がまあこう言ってるわけですね。

それで課長ね、災害復興支援には国際的に合意された基準があるんですけども、これは海外の災害後の支援現場では活用されているそうですが。そういうのは聞いたことがあります。ご存じですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

詳細については勉強不足かもしれませんが、そういうようなことがあるということは聞いたことがございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

これもリーダー研修で、私、受けて教えていただいたんですけどね、スフィア・プロジェクトといわれるんですけども、そこにはですね、被災者には尊厳ある生活を営む権利と援助を受ける権利があると、そういうふうにならわれています。まあ、誰でもこういう権利があるということなんですね。とても大事なことだと思います。そして、人道支援に最低基準が作られたその理由は、災害時には最も支援を必要とする人々、最も弱い立場にある人々に支援が届きにくいと、そういう現状があるからだとあります。

で、その理由としては、今まで何回も言ってきましたけども、避難所などでの責任者は大部分が男性であって、女性とか障がいを持つ人だとか、そういう人は少数であったと。それゆえにですね、その人たちの切実な要望や悩みが届かなかった。どうしても意志決定機関は男性に偏りがちですが、女性の視点を入れないと、弱い立場の人たちが置き去りにされたとか安全性が保てなかったと、そういうふうにならわれています。

それでですね、今後もそういう考えで地震津波被害の2次被害を防ぐためにも、あらゆる立場の人の復興支援ができるように、公平で平等な取り組みが進められる。そのためにもですね、今は2名の方が入っておりますが、積極的に登用すると。

そういう方向で今後行かれますか、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

この委員の任命につきましては条例で決められているというふうに申しましたけれど、その条例によると、委員の選任について8項目に分かれております。その8項目を少し詳しく申し上げますと。

まず1番目に、町長が指定する関係行政機関の職員のうちから、当該関係地方行政機関の長が指名する者。

それから、高知県の知事がその内部の職員のうちから指名する者。

3番目が、町の区域の全部または一部を管轄する警察署の警察署長、またはその指名する職員。

4番目が、町長がその部内の職員のうちから指名する者。

5番目が、町の教育委員会の教育長。

そして6番目が、町の区域を管轄する消防署の消防署長および消防団長等。

それから7番目が、町長が指定する関係公共機関および関係地方公共機関の役員または職員のうちから町長が指名する者。

最後がですね、自主防災組織を構成する者または学識経験者のある者のうちから町長が任命する者というふうになっております。

これらの関係機関の方々にですね、この宮地議員のおっしゃられた趣旨を説明しながら、精いっぱい女性の登用についてもですね努力していきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

まあ、今の8項目を聞きましてもね、ほとんどが男性が該当するような長と付くものはですね、今のところ男性が多いわけですから。自主防災組織の長は区長さんじゃないかなと思うんですけど、区長さんももちろん男性の方ですし、そういう自主防の役員さんもほとんどが男性の方です。まあ、いざ人を集めるときには確かに、そういう全体を包括するという意味でトップに必ず話が回ってきます。

私がずうっと最初から言ってるのはですね、それはそれで重要なことなんですけど、それだけでは足りない分がありますので、ぜひそこを入れてほしいということをやっているわけです。今、松本課長から積極的にそういう考え方を取り入れていくということでしたので、その8項目は分かりますが、その中で町長が指名するという項目がありますので、その中に幾らでも裁量があると思いますので、ぜひその点をお願いしたいと思います。

最後にですね、この被災しますとですね、で、支援が実際始まりますと、ただハードの整備だけ、ハードの整備するだけではもう物事が進まない、という、先生が言っておりました。実際経験した方はそうだと思います。多様な町民のニーズに、公平に多様な立場で、あらゆる方面の支援が長期にわたって要求される。それを見越して、今から地域で女性を含めたリーダーを育てることが大事だと、そういうふうな。これは3月議会でも私が提案したことでしたけども。町もリーダー研修はやってありますが、災害時にはもう専門家に頼らない。または頼れない。そのためですね、今から地域でそういうリーダーを育てていく。それはほんとに必要なことだと思うんです。

具体的にどうこう、まだ急に言われてもですね困るかも分かりませんが、そういう方向を持って。各地域ですね、先ほども言ったように男性だけでなく女性でもこういうリーダーを育てていっとかないと、いざというときにほんとに戸惑いますので、そういうリーダーを養成していくというのを3月議会に引き続いて再度質問しますが、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

被災した後の長期にわたる生活、これはほんとに大変になってきます。

そして、女性の立場の生活の確保、男性とは違った部分に配慮しなければならない部分。十分ではないかもしれませんが、一定理解してるつもりです。そのような対策が必要とは考えております。そういう対策を考えるためにも、やはり女性のリーダーが日ごろから入っていただくということもですね、非常に大切なことだと思っております。

リーダー研修につきましては、現在も女性のリーダーというふう決めておるわけではございませんけれど防災のリーダー研修を実施しておりますし、それから、県の主催で防災士の研修なんかも開催されております。女性を含めて多くの方にですね、広く呼び掛けて参加していきたいと。また、今すぐではないかもしれませんが、町内でもですねそのような研修をぜひ企画していきたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

私が言ったのは女性のリーダーを育ててくださいというんじゃないで、今課長が言われましたように、女性

も含めてリーダーを養成する、そういう講座を企画をしてほしいと。

まあ課長がそういう方向で進むと言っただけだったので、ぜひですね、今はほんとに津波対策で忙しくて何もかもそこにエネルギーが集中しておりますが、被災後のこともほんとに大変でしょうが、これもないといけませんので。ぜひそういう方向で、また男女共同参画の方向で女性の視点も入れて頑張っていたいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮地葉子さんの一般質問終わります。

この際、11時まで休憩します。

休 憩 10時 45分

再 開 11時 00分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、明神照男君。

10番（明神照男君）

議長のお許しをいただきましたので、町長と教育長に5点について質問致します。

私、今回から委員が変わったもので、もともと多いがですけれど、ちょっと多くなっちゃいますけれど。

まず第1点ですが。

まあ私が申し上げるまでもないことですが、国は変革のときということで昨年からのいろいろ今までになかったような問題が、それに対する取り組みが出てきちよるわけです。そういう中でインフレ、デフレ、三本の矢ということで政権も支持率もかなり、かなりやない高くなったもので、憲法の改正とか、それから私たちに関係のある道州制の問題。そういう問題らも出てきて、それで今の自衛隊の問題。これを国防軍と。そのとき私ね、ちょっと思うたのは、これは皆さんもご存じだと思いますけれど、あの、君死にたまふことなけれやないけれど、あの歌詞の中に、まあ天皇陛下ね、すめらみことは自分からは自らは戦争に行かんという歌詞があるわけで。ほんで、今の国の偉い人らにしても、まあ年齢的なものもありますが、あの人らが実際戦地へ行ってどうこういうことはないというようなことちょっと思うたわけです。そういうことで、これはいろいろな考え方、立場の中でのことの軍備とかね、問題でもあるから、いい悪いは自分にも分かりません。

ただ1つ、これも皆さんもご存じのように、自分らの関係あるあの尖閣の問題、中国とのね。それから1400年ぐらい前、天武天皇かね、あの白村江（はくそんこう）の。朝鮮へ唐から、このままやったら日本も攻めてこられるか分からんいうがで。ほんで、百済を助けに行つて、まあ負けたわけ。秀吉も負けて、それから後、第二次大戦というような問題があつて。ほんとにこれ大事な、ほんまに自分らありがたいことに、ここ50年、60年あまり平和ですが、そういう問題が今出てきておる。そういう中で国の問題が。それから、そのことによる自分たち、私たち地方にも出てきちよるわけじゃないかと私思うわけです。

そういうとこで町長に、全国の町村会長も反対している道州制の問題。ほんで、これは財政の問題にも絡んでくる問題やと思うものでその点と。それから、先にもちょっと聞いていただいた憲法の問題。

そういうことについて、まず第1点としてお聞き致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

明神議員のご質問にお答え致します。

通告書に基づきまして、趣旨を理解しようと努めましたけれども、うまく趣旨が理解できているかどうか少し分かりませんので、もし趣旨と違うようでしたら再質問でご指摘をいただければと思います。

まず、道州制について自分なりの問題と思われる事項について、それらを基に答弁をさせていただきたいと思います。

統治機構の改革ということで道州制が今うたわれてるわけがございますけれども、これまでの議論を拝見しますと、道州制導入の主な目的と思われるもの、これにつきまして自分なりには、まず中央集権体制を見直し、国と地方の役割分担を踏まえ、道州および基礎自治体を中心とする地方分権体制を構築すること。これがまず1つでございます。

それからもう1つは、国の事務を極力限定し、国家機能の集約強化を図ること。これが2つ目でございます。

そして最後に、東京一極集中を是正し、地方経済圏を創出することで地域間格差を是正すること。このようなことが主な目的であると、自分では認識をしております。

その他も多々あるかと思いますが、これまでの議論を見てみるとこういうことであろうということでございます。

まず、移管される税財源や事務について不透明であるということがございますけれども、そのほかにも国が抱える債務の取り扱いをどうするかと、こういった課題も残るわけでございます。そして、廃止された都道府県から基礎自治体に事務が承継されとうたわれておりますけれども、承継する能力のない小規模市町村。これはある一定、地域内完結性が保証される規模まで自主的な合併を強いられると。自主的と強いられるという非常に矛盾した表現になっておりますけれども、こうしか表現のしようがないということでございます。

現在では市町村区域を前提としてという基礎自治体の想定区域は保証されないことは明確であり、そうなった場合、小規模自治体の主体性を持った判断。つまり主権が失われる覚悟で分権が進むということは間違いのないことであろうと思っております。

次に2点目の、国の事務を極力限定した場合についてでございます。

国力、特に安全保障を担う外交力の低下を招かないか、非常に疑問が残るところでございます。現段階で国力の低下のリスクをしょってでも道州制を導入する意義があるのかどうか。

そもそも今回の道州制につきましては、財源、そして権限、そして債務の承継が明確にされていないということは、単純に国の総合出先機関としての道州を設置するのか。あるいは、あくまで強い権限を持たず連邦制のような、そういった着地をするのか。現段階ではその先が見えないということでございます。仮に前者を選択して、強力な国内の財源調整機能を残したまま進めるということであれば、単純に都道府県合併で支障はないと自分は考えております。

そして、一極集中を解消し、地方経済圏をつくるということにつきましても、こちらも現行法、国土形成計画法に基づきまして首都機能をはじめとする分散型国家の形成を進めていけばいいお話ではなかろうかと、そのように考える次第でございます。

道州制導入までに財源保障と債務の承継にめどをつけて、少なくとも国力の低下リスクを排除した上で、役割分担を明確にしてからでないと判断しようがないと考えます。しかしながら、現在の議論を拝見しておりますと、議論の環境が整う前に機能よりも手法が選択されつつあると。そのようなことに大変危機感を持っているところでございます。

次に、財政再建についてでございます。

こちらも現在の知識で答弁する資質があるかどうか疑問が残るところでございますけれども、自分なりの

考え方を述べさせていただきます。

まず現在、国と地方が抱える債務残高、そしてその対 GDP 比を考えますと、緊縮財政だけでは財政再建は不可能である。これが私の認識でございます。つまり、成長戦略と歳出抑制を並行して進めていかなければならないということございまして、国内経済の下支えをする規模の財政出動という正確な支出と、併せて成長分野への効果的な投資で安定的な税収を確保する。そのような措置を行った上で、基礎的財政収支に利払いを加えた上で単年度の収支を黒字に転換する。これが必要条件でございます。その上でインフレターゲットを示して長期的に償還していくしかない、これが私の最終結論でございます。

こう述べますと、つまり先送りの論理でございますけれども、長期的にインフレをコントロールできるとすれば元本の償還まで支出が回らなくても、先ほど申し上げましたように基礎的財政収支に利払いを加えた上で単年度収支をインフレによって黒字化するという前提の下ではありますが、理論上は総体的な債務圧縮は可能であると考えます。

いずれにしても、国内経済の成長が必須でございますが、わが国は既に経済成長のタイミングとなります人口ボーナス期はもうとうに過ぎておりまして、現行制度下では社会保障費の伸びは著しく、先ほど申し上げた成長分野への効果的な投資と歳出抑制は大変困難な状況であると、そのように言わざるを得ないと認識しております。

続いて、憲法問題でございますけれども。こちら少し通告書の趣旨を履き違えておりまして、現在答弁できる整理したものがございませんけれども、先ほどいただいたご質問の中では国防軍であったりとかいったことございまして。9条関係ということでご理解をして答弁させていただいてもよろしいですか。

よく改憲のお話をする際に9条が例に出されて会見されておりますけれども、9条単体を取って論ずることは非常に危険であると思っております。まず認識、それから今の条文で何が設定されているのか、そして解釈はどうなのか、そして現在の政府見解はどうなのか、そしてそれらを取り巻く世界環境はどうなのか、これらを総じて論ずる必要があろうかと思っております。

まず、基本的認識を申し上げます。

日本国憲法の三大要素と言われる基本的人権の尊重ならびに国民主権、そして平和主義。これらはすべて個人の尊厳から派生するものでございます。そして、この個人の尊厳というのは地球上でお暮らしになる人類すべてが普遍的な権利として有するものございまして、つまり世界各国においても共通認識を持たなければならない一つのキーワードでございます。そして、この個人の尊厳が尊重され、保障されるに当たっては、過度の制約を受けてはならず、それによって基本的人権が確立されなければならない。これが基本的人権が個人の尊厳から導き出されるロジックでございます。そして、この基本的人権がしっかりと機能する。そのためには当然のことながらその主権を自らが有する必要がございます。これが国民主権であって、併せてこの2つ、基本的人権と国民主権が有効に機能する。それは平和状態であらねばならない、これが戦争放棄でございます。この個人の尊厳から導き出される三大要素を合わせまして、日本国憲法の主要な構成要素ということが現在うたわれているところでございます。

その上で、9条の見解について自分の考えを述べたいと思います。

9条の解釈には大きく分けまして3つぐらいに分類できるのではないかと考えてございます。それからもう1つ、その3つ以外にも政府見解というのがございます。これ順次、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、9条第1項において戦争の放棄がうたわれてございます。国権の発動たる戦争ならびに武力による威嚇、または武力の行使は、これは国際紛争を解決する手段としてはこれを永久に放棄するというものになってございます。まず、この9条第1項においてすべての戦争が放棄されたという解釈がまず1つでございます。

それからもう1つは、9条第1項において戦争は放棄されているけれども、自衛戦争までは放棄されていない。これがもう1つの考え方でございますが。ただし、自衛戦争は1項では放棄されていないけれども、2項で戦力の不保持ならびに交戦権を否認されている結果、すべての戦争が放棄された。これが1項、2項に基づく戦争放棄の一つの解釈でございます。

そして3つ目、これが今の政府見解に一番近いのかなと思いますけれども、限定放棄説と申します。

9条第1項で戦争は放棄された。そして、2項において戦力の不保持ならびに交戦権の否認をされている。しかしながら、それから導き出すと自衛戦争までは放棄されておらず、自衛戦争のための戦力は保持できる。これが3つ目の限定放棄説でございます。

これらを総じて勘案した結果、政府見解がどのようなことになってるかと申し上げますと、第1項で戦争は放棄されていて、なおかつ第2項では戦力の不保持ならびに交戦権も否認されている。これに立った上で、かつ自衛戦争も行ってはならない。しかしながら、自衛戦争と個別的自衛権に基づく自衛活動は違いますよ。そして、個別的自衛権に基づく自衛活動における必要最小限度の実力は保持できる。そして、その必要最小限度を超える実力の保持については、これを禁止してる。これが政府見解でございます。

この個別的自衛権に基づく個別的自衛活動。これにつきましては、国連憲章第51条で保障されている世界各国が有する基本的な権限。つまり、個別的自衛権と集団的自衛権の前者に当たります。これらを踏まえた政府見解であろうと、そのように考えてございます。

今後、9条がどのように改正されていくのか、あるいは改正しなければならないのか、改正してはならないのかという議論でございます。どちらかと申しますと、私は改憲の立場に立ってございます。まず、大きな理由を申し上げます。

1つは、現状に即した憲法となっているのかどうなのか。これがまず第一でございます。そして、平和を追求する手法として戦争放棄するという唯一の手法。これが唯一の手法であるのかどうなのかという検証が必要であると、このようなことでございます。

まず9条第1項、戦争の放棄については、これは絶対に変えてはならないという立場に立ってございますが、先ほど申し上げましたように、しっかりとした個別的自衛権に基づく自衛活動はしっかりと明記をされなければならない、そのように考えております。そして、現在の社会情勢を考えたときに、この9条で、この国の安全保障が保障されるのかどうなのか。これは大きな課題であろうかと思えます。

現在、9条に記載はございませんけれども、憲法前文に、このわが国の安全保障について少し触れた部分がございます。

憲法前文の中段。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。

このような前文になってございます。

これは何を意味するかと申しますと、人間相互は深い信頼関係、崇高な理想で関係性を持っている。これがまず第一の大前提。そして、諸国民は平和を愛していて、なおかつ公正と信義は信頼できる。こういう大前提でございます。

逆説的に申し上げますと、人間相互が崇高な理想で関係をしてない場合はどうなるのか。あるいは、平和を愛好しない、公正と信義に欠ける諸国民からの攻撃を受けたときにはいかなる対応ができるのか。こういうことでございます。この前文をもってユートピア主義と言われるゆえんでございます。そうなったときにわが国が、わが国の安全保障をしっかりと確立するために現在の憲法の運用がどこまで可能なのか。こういうことで

ございます。

戦争ができる国にしては絶対にならないと思ってございます。しかしながら、戦争をしないためにどういった手法があるのか。今のように戦争状態。つまり、平和状態でない状態を戦争というわけでございますから、この平和状態でない状態を放棄する結果、平和状態ですという手法を取るのか。あるいは、理想論にまでは達しなくても、少なくとも戦争状態は避けるべきで、それは法整備であったり、法改正であったり、あるいは自衛活動のための最小限の実力組織の持つ抑止力。これも含めて平和状態を維持していくのか。この二者の立場があろうかと思っております。この二者の立場の後者を私は選ぶべきである。そのように考えているところでございます。

これは危機管理から申し上げましてもそのようなことであろうかと思ひますし、先ほど申し上げた前文に対応していない諸国民の方からの武力攻撃。これを受けたときに国家として、自分たちは精いっぱい頑張ったんだけど悪いのは相手ですよなんていう発言が許されるのかどうなのか。そのようなものは、もはや国家ではないというのが私の考えでございます。

それから、もう1つ。改正しなければならない、改正すべきであろう理由のもう1つがございます。

9条については非常に言葉が難しくてですね、言葉を間違えると非常に解釈も変わってきてまして、非常に慎重に発言をしなければならないと思っておりますが、何分ボキャブラリーが乏しいもので、もし微妙な語句の違い等々がございましたら、後ほどご指摘をいただければと思います。

先ほど申し上げましたように、現在の世界情勢に9条が対応できるのかどうなのかというのが一つの大きな論点でございます。それからもう1つは、現在の世界情勢に現行法で対応しようとすると、どうしても解釈運用ということになってございます。先ほど申し上げました国連憲章51条で認められている個別的自衛権と集団的自衛権。この個別的自衛権は政府見解でも、あるいは内閣法制局、あるいは憲法審査会でも、これは十分に自衛活動ができますよということになってございますが。

この集団的自衛権。政府の定義では、わが国が密接に関係ある国が他国から武力攻撃を受けたとき。それは、わが国が攻撃を受けていないにもかかわらず、それをわが国に対する攻撃と認め、実力をもってそれを排除する権利とされてございます。これは国際法上、権利は有しているけれども、現行憲法9条の規程によって集団的自衛権の行使はできない。これが当たり前の解釈であろうかと思ひますが、しかしながら残念なことに、一部の国会議員であったり、あるいは憲法学者さんの方は現行法の解釈でも、この集団的自衛権の行使は可能であるというような方がおられます。自分はどうなにか知恵を絞って一生懸命考えても、現行憲法の解釈からは集団的自衛権の行使はできないという立場に立っております。この解釈運用の危険性が、私は憲法を今の現状に即したものに改正すべき必要な一つの大きな要因であろうと思っております。

日本国憲法もそうでございますけれども、わが国は先の大戦、そして大戦に至った経緯、そして大戦の決定をしたそのプロセス。この反省に立って、国家を築き上げていかななくてはなりません。その国家を築き上げていくプロセスは、つまり立憲主義であって法治国家でなければならないということでございます。時の為政者、あるいは多大なる権力をお持ちの方の意思に沿って国家が動くようなことになってはならない。そのために憲法を尊重する。立憲主義であったり、あるいは法が支配する法治国家でなければならないというのは私の考えでございます。

しかしながら、現行法をあまり過度な解釈で運用するということは、相対的に憲法の地位が下がり、そして法の統治能力は下がっていくということでございます。これは逆説的に申し上げますと、時の為政者であったり、あるいは多大なる権力をお持ちの方の考えのキャパが総体的に増えていくということございまして、僕はここが最も危険なところではないかと思っております。そういった立場で改憲をしなければならない。そ

のように思う次第でございます。

それから、この改憲に伴いましてよく話題になります96条の、いわゆる硬性憲法の規程。いわゆる3分の2というところでございますが、これを何を改正するかを別にして、この96条を先行改正してはならないという議論が今多数されておりますが、私は全く逆ではないかと思っております。つまり、96条硬性憲法で3分の2の特別決議がなければ憲法改正の発議はできませんよということになってございますけれども、この96条の持つ意味が、この2年間で大きく変わったと思っております。

最近、選挙制度のお話でさまざまな裁判所から見解が出ております。最高裁でも1票の格差問題で違憲判決が出ました。あるいは高裁レベルでは無効の判決も出ている所もございます。こういったことを考えて、1票の格差をずうっと理想的に追い求めて解決しようと思うと、全国比例、もしくは全国を1つの選挙区にした選挙、こういう選挙制度にならざるを得ないと考えます。こうなったときに、少なくとも1つの政党で3分の2の議席を有する政党は絶対に現れない。これは統計学的にもう簡単に導き出せる推測でございます。そうすると、憲法を改正するチャンスはもう二度と来ないということでございます。そして、憲法を改正するチャンスは二度とないというのはどういうことなのか。つまり、憲法を改正する権利を有する国民の権利を制限する。こういったことにつながり、憲法との整合性に疑義が生まれるということだと思っておりますので、96条の先行改正につきましては私は何ら問題とすべきところではないと、そのように思う次第でございます。

それから、9条に関係しましてもう1つ申し上げますと、前段触れましたように平和主義を求める。つまり、最悪の状態のリスクをしょいながらも理想主義を求めるのか。あるいは、理想とまで到達できなくても、それに近い状態。そこをある一定の抑止力をもって求めていくのか。こういったときには、既に国防軍であるとか自衛軍であるとか、あるいは自衛隊であるとか、こういった能力だけでは達成できないと思っております。

想定されない非常時、あるいは有事の際に、一体この国家はいかなる運用をされていくのか。ご承知のとおり、基本的人権が非常に尊重された憲法になってございますが、憲法前文ならびに条文どこを見ましても、国家主権という言葉は出てまいりません。つまり非常事態宣言もできず、国民の主権制限は一切行われぬという憲法になってございます。これが本当に有事の際に、国家を運用していくときに機能するのかどうか。これがまず1つの大きな疑問でございます。

それから、もう1つは99条の憲法の尊重擁護の義務。この憲法は誰が守らなければならないのか。そこには、天皇または摂政、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務があるとうたわれてるわけでございます。しかるに、この憲法は公の権力を持った方がお守りなさい。つまり、権力の暴走を抑止するという性格でつくられた憲法でございます。これは平時の際には非常に有効に機能致しますけれども、先ほど申し上げたような有事の際に本当に機能するのかどうか。ここには大変疑義が生まれるところでございます。私は、しっかりとした国家主権をうたい、そして非常事態宣言の項目は盛り込むべきだと、そのように思う次第でございます。

これらを総じて、改憲の立場に立つわけでございますけれども。しかしながら、残念なことに知識不足でございまして、どの条文をどのように明記すればこういった解釈ができてこういった運用になる。そして、その下にぶら下がるあまたの法律が、このような条文改正と至るといふ知識は有してございません。

先ほど申し上げたように、現状に即して過度の解釈運用がされないために、現状に即した憲法に改正すべきである。そして、96条に基づく国民の有する権利。これの制限をすべきではない。そして、もう1つ99条にうたわれてる尊重擁護の義務。こちらには国民を加える。もしくは、国民を加えないのであれば、国家主権をしっかりとうたうという観点に立って、改正に立つ立場でございます。

しかしながら、ここまで言いますと、どうしても9条改正論者としての立場で見られがちなんですけれども、

繰り返し申し上げますように、戦争ができる国にしては絶対にならない。そして、先の大戦からの反省をしっかりと踏まえて、これからの将来の国家の形成のためにはいかなる憲法が必要なのか、こういった議論は早急にはできるものではなくて、まだまだ時間をかけてやらなければならないものだと思います。

改正論者の立場には立ちますけれども、現在の政府が進めているようなスケジュール感での憲法改正については疑義を持つ者でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

ほんまに丁寧など申しますか、憲法の問題については高尚なご答弁いただきましてありがとうございました。

そこで、まず道州制の問題ですが、自分は、自分らこの今の黒潮町も合併して、元は大方と佐賀やった。同じ流れやないかと思うがです。そういう中で道州制の問題も、自分本質的にはこの憲法の問題らも同じがじゃないかと自分は思うております。

というのは、まあこれ、高尚なご答弁いただいた後でこういう発言するのどうかと思えますけど、昔の人が両方ええ者はほおかぶりという言葉が。ほかはなかなか両方、まあ、あれは顔を隠して、それから顔も見せんようにいう効能があるからいうとこで出てきた言葉やないろうかと思うがです。今の道州制の問題にしても、町村合併のとき大概の、まあ市町村長さんいなかね、賛成せざるを得ざったがやないかと思うがです。

というのは、もう国そのものが終戦後からね、厳しいときからだんだんだんだんみんなが一生懸命努力して、ある程度、復旧、復興して豊かになって。それで、ああ良かった良かったと思えたら財政がどうにもならんようになってきた。ほんで結局、まあ無駄。ある面の無駄を。国から言わしたら無駄をいうことで合併が出てきたと思う。それも、それから今回今出てきているあの道州制も、まあ自分専門的なことは分からんがですけど、基本は一緒やないかないうように自分は思うちよります。いうことで、まあ自分も道州制には反対です。賛成かよ反対かよ言われたら自分は反対です。

その代わり自分思うのはよね、今自分らが反対するいう、まあ、私個人の反対という思いの中には、国から交付金でやっていきよる、そのお金が来んようになってくると。まあ単に極端なこと言うたらね。ほんで、豊かな地域はかまんけん。けんど厳しいところは、ほいたらどうなるろうと。ほいたら国全体として考えたときに、それで日本の国はかまんもんやろかとかいうようなもの考え方するもんで。ほんで今言う、自分も道州制には自分ら自身も、ただ反対反対じゃいかんと。自分らも、田舎の人間一人一人も、これは考えないかん問題やと。もう、やりとうてもやれん問題が現実に出てきて、ほんで自分このあれの中にも、もう国にしても地方にしても借金がどんどんどんどん大きくなっていく。現実の問題としてね。まあ、ほんでどうなるかこうなるかいうようなことは自分そういう知識がないき分かりませんけん、まあそういう問題。

それから今、町長がおっしゃる。町長というしに、後のその憲法の問題にしても、自分らありがたいことにその新憲法の中でね、終戦になってからね。ほんで、その軍国主義というものの現実の体験はなかったです。別に軍隊行ちよるわけでもないしね。それから、終戦になり新しい憲法の中でこの 60 年、70 年を生きてきたわけで、ほんまに良かった時代に生きてきたと思います。

それが今ここへ来て、その憲法の問題。これはまあ私、自分ら短い話からすると、3 月にも聞いてもろうたことですけど、今、中国と問題になつちようあの尖閣、魚釣島。あこへ行って、自分らカツオも釣ったがですきね、シビも。それが今は行けれんなってきて。

ほんで自分ね、これはあくまでも自分の考えですけど、みんながその今の憲法の問題は戦争の問題に大体

つながってくる。みんながなかったらええと思うちよると思うがです。みんないうか、大半の人が。その戦争が、それこそ神代の昔からなぜなくならんがやろか分かりません。ただ1つね自分思うがは、やっぱ戦争の原因は、これはあくまでも自分の考えですけどね、食糧やないか思うがです。食糧がなかったら、もう死ぬることは分かちよるきね。こればつかは。けれど、戦争してでも、食糧持ちようこの人とけんかしてでも取って、そのときに確率からいうたら負けたら死ぬるか分からん。まあ死ぬるろう。けんど、勝ったら生き残れると、その食糧を自分のものにできるき。ほいたら確率で半分半分。けんかせざったら死ぬること分かちよう。けんど、けんかして勝ったらよ、戦争して勝ったら生き残れる確率が50パーセントいうところがあるきに、戦争いうもんはないならんがやないろうかいうように自分は思いようわけです。

ということで、自分まあこれ余談というか別になりますけど、食糧の大事ないうことを自分は思う。まあ、先にお話のように終戦当時は食べるもんもない中での体験があるから言わせてもらうことです。

この問題については、その道州制にしても、憲法の問題にしてもなかなか難しい問題で、どちらがええ、こちらが悪いということは言えん問題やとは思いますが、基本的に自分も町長の、その改憲という問題はともかくよね、町長のお考えは自分も同じようなものの考え方しちよります。

その中で、その道州制の中で今ちょっと聞いていただいた財政の問題ね。これも、この国にしたら財政の問題が片方出てきたきに、もう道州制でもせないかんと。まとめて、どういうかね、我慢してもらわないかんと。それは自分ら反対するろうというか、地方にしたら、道州制にしたら財政問題があるきに道州制にもっていかれたら困るという、それこそ立場が反対やきに出てきちよる問題やとは思いますが。

そういう中で、自分これは、いっつもこれも聞いていただくように、その町長は町長の立場。自分らは議員として。ただ、ある面で自分らはこれはいかに、あれはいかにだけで終わる問題。けんど町長はそれを選択せないかん。自分らは言うだけで終わるけんど、町長はええか悪いかを選択してやらんといかん仕事。まあ仕事いうたらあれですけど、職責があると思うもんで、そこにまあ難しい問題があるとは思いますが。

自分はこれも今のような、国にしてもそうです。けんど、国の問題はともかく、自分らの身の回りの問題として、果たしてこういう財政の形で自分はいかんと思うちよります。これは。ただ、先にも聞いていただいたように、自分としてはいかんいうことは言える。けんど、町長は仮にいかんとするちよっても、思う部分があったにしても、町民の総意としてこれをやってもらいたいということになったらそれをやらないかんいう義務いうか。その一つが、ここへは書いちよりませんけんど、医療費の問題、保険の問題、そういうことにつながってくる問題やと思うもんで、一応、道州制と財政の再建、憲法の問題を質問として聞いていただいたわけですが、こうや、ああやという話になる問題やないことも自分も分かちよりますもんで、この第1点の問題は憲法の問題も含めてほんまに十二分な答弁をいただいたと思ひまして、2点目に入らせていただきます。

2点目が、町の活性化として新産業創造の事業。缶詰事業の計画。

これも3月議会の説明のときにいただいて、自分3月議会にもちょっと聞いていただいた。ほんまにもう民間というかね、景気も悪いと。これやりたい、あれやりたい思うてもようやらん。もうようやらん言うたら失礼なりますけんど、なかなか骨の折れるときやきに自分は、こういうときやきに行政が先に立って取り組むいうかも一つの選択やというように思ひまして。町長説明したときに、自分はええと思ひますいうことを聞いていただいたわけですが。

その中で、この問題については昨日、一昨日、同僚議員の質問の中にもありまして概略は分かりましたが、自分3点についてお聞きしたい思うのは、これも一応答弁というかね、あった問題もありますが。重複というかね、とは思ひますけんど。

まず事業所を、立地条件いいですか、どこへ一応その工場。まあ会社があり、工場を計画しておるのか。

それから、これも説明としては聞いてはおりましたけど、何を原料にしてその缶詰を製造するのか。
それから3点目、経営母体。これも昨日、おとつい、ちょっと同僚議員の質問に答弁があったようにも思う
がですが。

その3点についてお聞き致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

2点目の、新産業につきましての答弁をさせていただきます。

昨日、下村議員の答弁で、答弁できる材料をすべて出してしまうと、今回ご指摘いただきました3点。
立地、原料、そして経営母体につきまして、ちょっと重複することになるかと思いますが、答弁をさせて
いただきます。

まず、立地でございますけれども。これも答弁させていただきましたように、工場規模、生産拠点の規模が
まず決定していないということから、現在の段階ではどこに立地をするのかということには、選択には至って
いないということでございます。

そして原料でございますが、基本的には肉以外ということになってございます。魚と野菜。これ、なぜこう
いうことになってるかと思しますと、肉になりますとまた別施設で別ラインを設定する必要がございます、
その設備投資と事業効果を考えたときに、最初からそこへ踏み込んでいって多額の投資をするのは非常にリス
クが高いということで、最初から実は除外をさせていただいてございます。

それから、経営母体についてでございます。これも決定ではございませんが、企画会議の中では直営が望ま
しい。つまり、黒潮町が経営するということでございます。しかしながら、これにしますと幾つかの課題もご
ざいまして、まず1つは法的課題。いわゆる収益事業で挙げた利益を歳入として受ける受け皿が行政の会計
にないといけないということでございます。これは一般会計で受け入れることができませんので、もしやろう
とすれば、会計処理は特別会計で事業会計を設ける以外にならうと。そして、これは現実的には法的課題を
クリアできるようでございます、昨日ご紹介させていただきました北海道富良野市がワイン事業会計を持って、
収益の収入を受け皿として持っているということでございます。

しかしながら、この法的課題以外にも、この経営母体、直営でやることについては幾つか問題もございま
して。まず直営ということになりますと、当然のことながらそこで働いていただく方は正職員ということになり
ます。そういった方が将来的に、まあ高騰する人件費でしっかりと償還計画を組みながら、なおかつ単年度の
収支を黒に持っていけるのかどうか。こういった、まず一つの大きな課題がございます。

それからもう1つは、正職員以外の雇用形態で、例えば臨時職員を充てた場合。こちらは基本的には原則1
年ということになってございまして、技術とかノウハウ、こういったものの継承が非常に難しいという課題も
抱えてございます。

こういったことを総合的に勘案しますと、まあ直営でできないことはありませんけれども、雇用形態、こ
ちらについてはさらに協議をする必要があるというところが今までの議論で到達したところでございますが、ま
だ実は答えを持ってございません。これらは早急に検討、整備をしてみたいと考えてございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

自分、その立地の問題は、今うちの町で問題になっておる、その南海地震、津波。ほんで、浸水予測される

ね、浸水域は、これ誰が考えてもいかんと思うちょかな。まあ、いつ起きる分らん。まあ 30 年のうちの 7 割、8 割の確率とかいろいろありますけど、そういう問題もあるもんでまず立地の問題をお聞きしたわけです。

それから原材料、まあ分かりました。

ほんで 3 点目の、あの経営母体。自分、まあ町がやるいうたら親方日の丸という言葉ありますわね。どうかなあと思うがです。いかにやあ税金使えますきね、これは。ように、まあ自分は思ひまして。どういう形で経営するがやろかという思いがあったもんで、まあ、これお聞きしたわけですが。

まあ、これもまた昔の人のあれじゃないですけど、町長、細工は流々仕上げを御覧じろいう言葉があらあね。町長にね、そういう気持ちでよ、自分取り組んでもらいたいと思うがです。これは。まあ、おまんら見よりという思いで取り組んでいただきたいと思ひまして。まあ、あと細かいことは先に、自分もちょっと発言したき、町長のお話にもあったように、同僚議員への答弁もあったもんで分かりました。

ほんで、3 点目。ここへも書かしてもろうておりますが、国の成長の戦略、それから TPP 対策とかで、農業、まあ一次産業。が、TPP の問題では一次産業が問題となって出てきて。ほんで結局、安倍首相も 10 年で 150 万所得を上げると。ほんで、これが初めは自分自身も、ほいたら 10 年たったら 300 万の人が 450 万の給料になるがやおかと思ひよったらそうやないぜよと。国の生産のお金がそうなるがぜよというような説明があつて。それはそれとして、うちの町でも、同じ一次産業でも農業の場合は農業の法人化の問題とかいろいろ取り組みがあります。そこで、同じ一次産業で自分ここへ、漁業に対する妙案はないかという質問さしてもろうちよるわけです。

ほんで、たまたま自分やらしてもらいようき自分言うのもおかしですけど、高知いうたらカツオ、黒潮町いうたらカツオいうことで。それで、うちの町は日本カツオ学会という組織。うちの町から出てきた組織で、その会がこの 22 日ですかね、高知でもまたやるというような話もあり。

それから自分らの、この会と関連しちよるがやないかと思うがですが、うちの町が高知大と地域連携の関係もあつて、ほんで高知大で今そのカツオ業界いとか漁業の問題について検討しよると。それで自分ら高知カツオの関係の方にも同じカツオやからいうお話をいただいちよるわけですが。

そういうことで、うちの町として漁業に対する妙案はないかという質問でございます。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは明神議員の、国の変革時という町の取り組みを問うということについてお答えさせていただきます。国の成長戦略や TPP 対策で、漁業については付加価値を増大させる六次産業化の拡大や、輸出倍増戦略として国別、品別に戦略を定め、水産物の輸出を倍増させる対策となっております。

25 年 3 月議会の中で、町長が TPP の答弁の中で、町の対策として現段階で明確なものを持っていない。とにかく情報収集をさせていただきながら、可能な限り対策、対応策を考えていきたいと述べております。

漁業に対する妙案がないかとの質問ですが、妙案を持ち合せていませんので、最近の漁業に対する取り組みや要望案について述べさせていただきます。

1 点目として、沈設魚礁の整備についてですが。これについては 5 月 7 日、県の水産振興部に対して黒潮町として設置再開要望を行いました。燃油価格の高止まりや漁業者の高齢化の進捗中で、近場の漁場が必要なことは県としても認識されていますが、現在、佐賀統括支所で漁獲効果調査を実施中で整備方針にしばらく時間がかかるようですので、いつときも早い再開のため、引き続き粘り強い要望活動を重ねる予定です。

2点目として、幡東水産振興会。これは黒潮町、四万十市、JFの佐賀統括支所、下田漁協で構成されている団体ですが、この水産振興会が長年県に要望している事項として、幡東沖に黒潮牧場のブイの設置について要望を重ねております。それについて6月1日、土佐清水市で開かれた西部地区の利用検討協議会の中で厳しい議論の結果、その中で現9号ブイですが、9号ブイと8号ブイの中間に9号ブイを移設するという合意ができ、これはまあ幡東沖にかなり近くなるということですが、これが合意できたということ。これから関係機関と協議調整の上で設置に向けて進む予定となっております。

3点目として、これは要望案として提案するものですが、日ごろから船主より要望のある漁業研修生。これの期間延長ということで、3年から5年に延長してはどうかということです。これについては町内外の自治体、漁協、船主組合、その他関係団体と連絡して、政府関係機関等に要望活動を実施していつはどうかと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、この妙案がないということやきに困ったことですけど。

今、課長のご説明あった沈設魚礁の問題なんかにしても、それから浮魚礁。ずうっと前からやってきて、ほんでもう、だんだんだんだん漁業駄目になっていきよる。そこへもってきて、今回の燃油の問題。それから、研修生の問題。自分はほんとの問題点がどこにあるかいうところはこちらへ置いてよね。これは言葉は悪いですけど、あの枝葉末節。やらんよりやったがええ。けど、それで解決するか。解決せんと思うちょう。せんきに、ずうっともう10年も20年も30年もやないろうかというように自分思うがです。

ほんで、自分基本的にね、これも何回も聞いていただくことですけど、日本の漁業。それこそ先にの憲法やないですけどね、漁業は取った者勝ちやきね。それを変えんことにはね、自分、漁業の再生いうか、ないと思うちょうがです。結局、今、日本の産業で燃油の問題もあってもコストをいっぱい落とすしちょう。けど自分らはね、もう、この油の問題にしても6割、7割、無駄な油使わんと。使いようがです。使わざいたらよ、今日が生きていけんきね。取り合いやき、取った者勝ちやき、狩猟産業やき。その問題をね、自分解決せざったらね、何やたっちね、今もうかる漁業とかね、頑張る漁業、国もやってありがたいことです、あれ。けど、それでそしたら問題解決するかいうたら、自分ならんと思うちょう。ならんいうことはよ、言葉悪いけどね、自分らの仕事はね一次産業、百姓さんにも言えることやないろうか思うがですけどね、弱い者いじめです。別に弱い者をいじめる思うてやるがやない。自分が残るためにやるのが、結果としてやれん人がおれんなって。ほんで、どんどんどんどん漁師も少のうなり、船も少のうなり、これは。

ほんで自分ね、これ極端なあれになりますけどね、取った者勝ちの制度をやめたらね、漁師のコストね、自分らの操業コストを半減できるがです。今、日本の産業でね、コスト半減できる産業ないがです。けど、それに国もうんと言わん。それから系統機関もそうやねえいうことにならん。ならんきに年々船は少のうなり、漁師はおらんなりよう。

ほんで、初めの問題になりますけど、自分別に漁師おらんなくても自分かまんと思うちょうがです。これは。その代わり、国は百姓さんが生産しよう食糧、漁師が取ってくる動物性タンパク源、それを確保さえしたらね、漁師も百姓さんもおらんでもかまんがやきね。けど、そんなことが考えられる問題やないがやきよ。ほんで、根本の問題について自分取り組まないかんがやないろうかと。

ほんで自分、この妙案言わしてもろうたのは、先にの農業法人の問題。現実にね。それから、この先への問

題のあの新産業創造、それにもつながる問題で。従来の、もう考え方ではよ、いかんところ。自分は来ちよる思う。

ほんでこれ、自分何回も聞いていただく、町長もおっしゃるように、自分ら一次産業。まあ黒潮町だけやない、一次産業の町ですきね、田舎は。ほいたら、その田舎いうところは食糧の生産の町。ほんで自分は、また余談なりますけど、自分今からね、田舎の時代になるように自分は思うちよるがです。そういう中でまあ妙案ということを質問してもらいたがですが。まあ、別に課長をどうこう言うがやないけど、町も含めて、これ町長がどういう取り組み、仕組みにしたら漁業が残れるか。

ほんで、この前も自分東京でね、共同通信の上原さんという方が、その漁業がこれやったら大変なるという話やったもんで、自分失礼やっただけと言わしてもらった。なんちゃかまんぜよいうて。これは。漁業の問題、農業の問題とは別に、今自分らが考えないかんがは日本の食糧をどうするかという問題やないかと自分は思いますいうて聞いてもらうたことですが。まあ、これも立場が違うし、いろいろな考えもあることで、ですけど。

ひとつ、課長、町長に気持ちの中へ置いてもらうて取り組んでいただきたいのは、これも何回も、町でも自分、県でも聞いてもらうております。部長にも。今の漁業をね変えんことにはよ。ほんで、漁業いろいろあるきにね。やけど、特にうち、まあカツオ、マグロ、高度回遊魚をね対象にした漁業では取った者勝ちではね、やれんります。現実にやれんなってきたがやき。そういうことを考えていただいて町の漁業をね。

まあ自分、こういうことを言うとあれですけど、今、町でも問題になっちよ医療費にしても、船がおる、乗組員の皆さんが船へ乗ってくれるということで、船員の場合、船保ですきね。国保には関係ないですき、ほら。これ今、仮に船へ乗ってくれちよる人が皆が国保で病院へ行くというような問題が出てきたらどんなになるろうかというように。これ自分の立場で言うのもどうかとも思うがですけど、そういう問題もあるもんでね。

ほんで自分は、まあ妙案。どうやったら黒潮町の漁業が、漁師の皆さんが。日和がええに船を港へつながらんでもかまんことができるかということ国に言うたちいきません、これは。

研修生の問題も、期間の問題も課長からお聞きしましたけどね。今、3年。5年にしたらね、上部機関の仕事がのうなるきね、これは。いうたら、仮に6年にしたらよ、3年の仕事を2回やれるがが1回で終わるきよ。ほいたら、自分らの仕事のがのうなるきよ。ほんで自分は期間長うにせんと思うちよ、自分は。そういうような問題もあるもんでね。

今言うところで妙案について考えていただきたいと思いますが、農業法人に代わるようなものはお考えにないですらうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

農業法人のようなものを漁業に適用してという考えを、今実際にうちが持っていて検討したという経過はございません。

それから、たびたびTPPのご質問をいただいて、なかなか対策の施しようがないという答弁をさせていただいております。これは今は現状で漁業対策はできない、その策がないということではなくてです、TPPの性格上、対策が打てないということでございます。

ご承知のとおりTPP加盟国。もし、条約批准がされまして加盟国が実際に経済圏を構築したということになりますと、すべての加盟国に等しく内国民待遇というのを与えなければならないということになってございます。つまり、自国民と他国民を差別してはならない。経済貿易の中で差別してはならない。つまり、漁師さんのことを思って日本国内で漁師さんに例えば補助金を出す。どこかの国はありませんとなりますと、片方では

補助金頂いてるわけですから、少し安くてもお魚を市場に出すことができます。ただし、補助金を頂いてないところはすべて自腹なので、それ相応のお値段で市場に流通させる必要がある。そうすると価格競争力に相違が出てくるわけですから、こういうことがあってはなりませんよというのがそもそもの TPP の性格でございまして、もしそれをすべて適用されるということになりますと、まず保護政策が打てないということが大前提になります。あるいは、補助金行政も駄目です。なので、TPP は絶対参加してはならない、自国が自国をコントロールできませんよというのを強く議会でも答弁申し上げますし、国にも訴えているところです。そう考えたときには手の打ちようがありませんという答弁でございまして、今の漁業に対策がないかどうかということとはまた少し違った環境での答弁でございました。

TPP の枠組みを外れて漁業対策はということでございましてさまざま対策は考えられようかと思いますが、先ほど申し上げましたように漁業公社。まあ、漁業公社と言うのかどうなのかちょっと分かりませんが、漁業公社というような性格のものを検討した経過は残念ながら今のところございせんし、これからもし検討を始めるといふことであれば、いかなる形態なのか、あるいは職種は何なのか、そういったことも踏まえてですね、それ相応の、相当の情報収集をしながらですね検討をしていかなければならないと思っております。

いずれにしても、根本的な課題。つまり先ほど議員がおっしゃられたように、何の業種であってもですね、圧倒的に経営コストが高まっております。ここ数年高まっております。それに加えて資源の枯渇ということでございます。打てる手を一つずつ確実に打っていく、これしかないのかなと思っておりますが、大きな枠組みのお話になりますと、議員からもご指導を賜りながら検討していかなければならないと考えます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

もう 12 時もなりましたし、傍聴の皆さんおいでぢやりますけど、あれやったら。

議長（山本久夫君）

休憩しましょうか。

質問の途中ですけど、この際、13 時 40 分まで休憩します。

休 憩 12 時 04 分

再 開 13 時 40 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長より発言を求められております。

これを許します。

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

失礼します。

午前中の宮地議員の一般質問 1 の 2、家族会の中で、介護者の介護技術の講習の実施についてご質問があったところですが、その答弁の中で、7 月に予定しており、詳細を後でご報告する旨の答弁をさせていただきました。

調べましたところ、本年 7 月に予定している講演会では県の社協が実施するもので、介護技術の向上のための講座のほか、多数メニューがある中で、本年度は 7 月 12 日に、高齢期に必要なお金の話、もしも介護が必要になったらと題する講演を予定しておりました。介護技術の向上のものではありませんでした。おわびして

訂正させていただきます。

県社協が行っております県民介護講座につきましては介護技術の向上のための研修講座もありますので、県社協と協議し、介護技術の向上の研修講座も企画していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで健康福祉課長の発言を終わります。

一般質問を続けます。

明神照男君。

10 番（明神照男君）

それでは、第 2 点目の教育問題について教育長に質問致します。

まあ私も自分に都合の悪いことは人のせいにしたこと考えるきに、国がね、教育委員会が悪いや何だら言うがも無理ないと思うがですけど、今回のその改正について教育長のお考えをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは明神議員の、教育委員会の改革について教育長の見解をというご質問にお答えを致します。

首相の諮問会議であります教育再生実行会議が国の教育委員会制度について見直す改革の提案を安倍首相に提出を致しました。これを受けて、中央教育審議会は年内にも具体的な見直し案を答申する予定でございます。政府は中教審の答申を受けて、来年の通常国会への改正法案提出を目指すということにしております。

制度改正の柱につきましては、地方教育行政の権限と責任を教育長に集中をさせ、首長に教育長の任命権と、新たに罷免権を与えるというものでございます。現在の教育委員会は委員の合議制の意思決定機関から、教育関係の事務の執行状況などをチェックする執行権のない審議機関になるというものでございます。

こうした議論が進む背景には、大津市のいじめ自殺事件などで教育委員会が実態を迅速につかめず対応が遅れたことや、学校への指導が不十分だったという実情があります。さらに、これまでも教育委員会における責任の所在のあいまいさや審議の形骸（けいがい）化などが指摘をされていたことによるものでございます。

しかし、首長が任命、罷免できる教育長に権限をすべて一元化すれば、こうした問題が解消すると考えるのには疑問があります。いじめや体罰問題への対応と教育行政の権限の教育長への一元化は、本来別の問題であろうというふうに考えております。

戦後、発足して以来、数回の制度改正が行われてきました今の教育委員会制度では、教育に求められる政治的中立性の確保、教育の継続性と安定性、そして地域住民の意向の反映ということが大きな柱となっております。このように教育行政には首長からの一定の独立性を保つことと併せ、中立的な意思決定のための複数の委員による現行の合議制は欠かせないと思っております。

教育委員会に対して指摘されているさまざまな問題につきましては、現行制度の運用や、あるいは部分改正により、制度をより良く活用していくことで解決を図っていくべきであり、問題点を理由に今の制度自体が不要であるとするのは適当でないというふうに考えております。

今後、具体的な制度の検討につきましては中教審に委ねられますが、まず現行制度の利点と問題点を細かく検証する必要があると考えております。例えば、それぞれの地域の教育に地域住民の声を反映させるのにはどのような仕組みづくりが必要なのかなど、教育委員会制度改正は本来は誰のために行っていくのかということ

をあらゆる面から幅広く、しっかりとした議論を行っていくべきであろうというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

この問題も難しい問題で、今、体罰、まあ結果から言うたら体罰から出たことで、自分らの年代の者にしたらね、怒られて当たり前、たたかれて当たり前で自分ら育ってきちよる世代やもんで、ほんで体罰もそうかねえいうようにも思うわけで。

ただ、1 つ自分教育長にお願いといいますかね、自分の考えはよ、今、国でね、何だらかんだら言いよう人ね、自分に言わしてもらったらね、あの人は言うばあやと思うがです、これは、ほんで、初めにも言わしてもらうたように、責任は人に持っていく。ほんで、うちの町ではよ、こういう、どうせ今の形でなってきたときに教育長にね、国がどう言おうがうちの町はこれやというような取り組みをお願いしたいと思うがです。そういうことでお聞きしました。1 点目、分かりました。

2 点目。これも同じような問題と思いますけど、英語の授業が言われたした。そしたら、まあ一部の人のとったら、日本語も十分理解しちよらんもんという一つの考え方もあるわけですわね。ほんで、まず日本語を一生懸命やらないくまいと。けど片方ではよ、もう国際間の中で英語が話しできざったらどんどん日本は負ける。どうにもならんいうようなことで、この英語教育が出てきたと思うがです。

これ自分、テレビとか新聞で見るとはですけど、児童にしても生徒にしても、それから現場の先生にしても、どのまでその英語のね教育ができるかというようなことと言われておりますが、うちの黒潮町としてどのような取り組みをするかということをお聞きするための質問です。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

続きまして、カッコ 2 の英語教育の教科化についての質問にお答えを致します。

これも同じく教育再生実行会議において、小学校の英語を正式な教科として 4 年生以下にも英語を取り入れる提言を首相に提言をしております。今後、文部科学省内での検討を経て、中央教育審議会で学習指導要領改訂が議論をされる予定でございます。

小学校での英語教育は 2 年前に外国語活動として必修化されており、現在は 5 年生と 6 年生が週に 1 時間、ゲームやクイズ形式などによって英語に慣れ親しむといった授業を受けております。英語の教え方をあまり学んでいない学級担任が外国語指導助手、ALT でございますけれども、とともに手探りの状態で指導を続けているのが現状でございます。また、1 年生から 4 年生につきましても月に 1、2 回程度、ALT との英語活動ということを行っております。これはまあ国際理解への、外国語活動へのつなぎとしての役割を果たしていると思っております。

そういった状況の中で、今回の提言でございます。導入に当たって多くの課題があると思っております。

一番の課題は、小学校現場での指導体制が整っていないということです。国語や算数と同様の教科として成績評価するためには、指導できる専門の教員が必要となります。そうした教員をどのようにして確保をしていくのか。また、新たに教員を養成するにしても、英語を教えるための免許取得や研修制度をどうするのかなどの問題もあります。学校現場の混乱を避けるためには、十分な指導体制を確立することが先決だと考えております。

もちろん、こうした対応は市町村レベルで解決できる問題ではありません。財政面、そういったことを含めて、多くの課題にどのように対応するのか、国、そして県によるしっかりとした体制づくりが必要になろうかというふうに思います。现阶段では中央審議会での議論を注目をしていくしかないといった現状でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

この問題も1番と同じようにね、自分お聞きしたわけで。

いや、自分の孫が今ね、小学校3年のがです。ほんで、月曜何言う、火曜何言ういうて聞くわけです。1月何言う。自分ら中学校のときね、米津先生いうて加持かどこかのご出身の先生でした。月火水のあれはね、火曜は火に水、あれしたらチューというきチューズデーとかよ。火はサタデーとかよ。ほんで、金髪フライデー、それから土曜日はごぶさたデーやいうてね、教えられたことやっぱり今も覚えちょうわけや。

ほんで、結局そういう教育をね、やっぱあ大事やないろか思うもんで取り組みはどうするか。まあ今、教育長のお話分かりました。

3番目、給食。これ、この食べ物のアレルギーの問題でね事故が起きて問題になっちよるわけですわね。

そういうことで、うちの町として給食センター、どのような取り組みをお考えかいうことでの質問です。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは明神議員の、学校給食における食物アレルギー対策にかんするご質問にお答えを致します。

黒潮町では大方地域に学校給食センターが完成致しまして、本年5月7日から町内全校において学校給食が実施されているところです。

ご質問の学校給食における食物アレルギー対策につきましては、本年4月1日付で黒潮町学校給食アレルギーマニュアルを作成し、保護者の皆さんにも配布を済ませているところです。このマニュアルにおいて黒潮町の学校給食における食物アレルギーにかんする基本的な考え方を次の4点お示しをしています。

1 つ目としまして、食物アレルギーのある児童生徒に対しての正しい理解と協力が得られるように努めること。

2 つ目と致しまして、食物アレルギーのある児童生徒が楽しい給食時間を送られるように、できる範囲で学校給食において対応すること。

3 つ目と致しまして、食物アレルギーの対応は、医師の診断書を基に確認した後、学校給食衛生管理基準を満たした場合において、除去食、代替食などの方法により行うこと。

4 つ目と致しまして、食物アレルギーのある児童生徒を受け入れるに当たっては、校長、学級担任、給食主任、養護教諭、栄養教諭、学校医もしくは児童生徒の主治医、給食調理員をはじめ全教職員が事前に共通理解をし、連携を図ること。

以上4点であります。

具体的な食物アレルギー対応の事務的な流れについてご説明を致します。

まず、新たに入学してくる児童生徒につきましては、就学時健診、または転入学時の際に、保護者の皆さまに対して学校給食における食物アレルギー対応についてご説明をし、関係様式を配布いたします。その後、アレルギー対応を希望される方につきましては、保育所通所児童にかんしては保育所を通じて、転入学児童生徒

については当該の学校を通じて給食センターに書類を提出していただきます。

それを受けて、給食センターの栄養教諭が保護者へ電話で聞き取りを致します。アレルギー原因物質が複数あり複雑な場合、あるいは治療食等アレルギーでない場合など、電話では確認しづらい場合や判断が難しい場合は、学校長、給食担当者、保護者、栄養教諭、学校給食センター所長で面談を行います。

面談の結果、アレルギー疾患がある児童生徒については主治医の診断を受けていただき、学校を通じて給食センターへ診断書を提出していただきます。

その診断書を基に、保護者、学校、学校給食センター間で児童生徒の学校生活における配慮や管理について協議を行い、正式に学校給食において食物アレルギー対応をすることを決定し、教育長名で保護者に通知を致します。

また、アレルギー児童生徒の保護者には、除去するものに印をつけた月ごとの献立表をお渡しをし、毎食の食材の確認ができるようにしています。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

はい、分かりました。

そういう取り組みをどこもしておるにもかかわらず、どこもはともかく、まあ、そういう取り組みしておるにもかかわらず事故が起こる。そこがやっぱ問題やと思うがです。

それで、たまたま自分あれしたががね。いや、自分も初めてテレビ見て知ったがですけれど、一応、自分テレビで見たが26品目か。やっぱ子どもによったら、まあ子どもいうかね、人間によったら卵からもそういうあれがある。それからずっと自分見よったら、ほいたら魚にもある。ほとんど、まあ通常食べるものに個々によつてそういう問題があるということで。

ほんで、そこでね、そのときテレビでやりよったががね、なかなか先生に言うちよつても、先生も。保育園から学校の先生らも手が回らんときらもある。ほんでカードを作ってね、ほんでそれを子どもに全部持たしちゃうと、そのアレルギーの心配のある子は、ほんで、この子は卵やとか、魚やとかいうようなあれを、まあ全国のあれで今やりようのが190の施設で。ほんで、そのカードが今1万3,000枚配布されちよつとかいうことをたまたまテレビでやりよったもんで、ああ、こういう方法もあるなと思うたことでしたがね。

まあ、この子どもさんの問題はね、いろいろ本人の将来にも、それからその家にもいろいろ問題が出てくる問題やもんで、それで自分この、そういう中でたまたま今年の春になりましたかね、あの死亡したアレルギーの問題が出てきたもんで質問さしてもらいました。分かりました。

続いて、ほいたら3番目の災害対策について質問致します。

これももう皆さんご存じように、国が国土強靱化事業で防波堤とか道路の強大化というようなことを東北地震の後、取り組む。ほんで、うちの県にしても町にしても取り組みよるわけで。ただ、自分そういうように、釜石の世界で一番大ききで丈夫い言いよった堤防にしてもあんな問題が起きた。まあ田老町にしてもあの東北ね。ほんで効果はあつても、それであれをあの。まあ、いうたら津波を止めるとかいうようなことはできん。まあ被害を小そうするいう効果はあつたとしても。

そういう中で、前にも一度町長にもお目にかかっていたいただいたと思うがですけれど、その津波の波を、波力を弱めるいうあの構造物のそれを、あの富山大学の教授が研究され。ほんで、まあこれ国土交通省の中央研究所なんかも関心を持っておられるというようなことですが。

そこで、問いカッコ1番として、南海トラフの地震発生予測は不可能という。ほんで、この津波の波力を弱める研究が進められていると聞きますが、そのことについて町として研究というか検討というか、いうお考えはないですかという質問です。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員の一般質問、災害対策についての1番目、津波の波力についてのご質問にお答え致します。南海トラフを震源とする地震による津波の波力を弱める研究は専門的かつ高度な技術が必要であり、市町村単位で研究することは困難であると考えております。

また、今年5月22日に内閣府中央防災会議が公表した南海トラフ巨大地震対策。これは最終報告でございますけれど。これによりますと、海岸堤防等の整備については海岸管理者、河川管理者はレベル1の津波。レベル1の津波と申しますのは、南海トラフであれば100年から150年に一度起こる、発生頻度は比較的高くて、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波のことをレベル1の津波と申します。このレベル1の津波に対応できるように海岸堤防等について計画を見直し、必要に応じて海岸堤防等の整備を行う必要があるとされております。

去る、昨年12月4日には国土交通省水管理・国土保全局海岸室長をはじめ、四国地方整備局中村河川国道事務所、高知県の関係部署の皆さまに、佐賀地区から入野地区までの海岸堤防および河川堤防の視察を行っていただき、町が希望する津波防災のための海岸堤防。そして、河川堤防の補強概要について説明をさせていただいたところでございます。

引き続き、海岸管理者および河川管理者に対して必要な整備の要望を行っていきたくと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

1問について、町としてはなかなか取り組むあれじゃないという答弁で。難しい問題やき、そう簡単に取り組みますとか何とかいう答弁ができんがも分かることも十分分かります。

ただまあ、たまたまな話ですが、この話が出たときにうちが34メートルということ。ほんで自分、焼津へ行ったときの話で、焼津の防災の関係の会のときに。ほんで、焼津も静岡、浜岡の原発が。ほんで自分、その先生に。先生おまん、中部電力いうたらどうぞよいうて。もうあそこも津波が来たらいかんなることは分かっちゃよき、その津波の力を弱めるいうことやきに。ほんで、うちも34メートルという話があるき。ほんでぜひ、事になって進めるようやったらやっとうせよいうて言うた話。

というのは、たまたまね、うちの野田の坂いう坂が、昔、多分、宝永やと思うがですけど津波が越えて。坂を津波が越えたきのう。佐賀の漁師は波のことをのうた言うきね。ほんで多分、のうたが越えたいう言葉が語源で、いつしかなまって野田の坂になったがやないろかと自分思いう。ほんで、それやったら今もあこ切り取っちゃよきあれですけど、塩屋の沖へそれやってもろうたら、ほいたら魚礁の効果もあるし。それから最悪の場合、津波のあれもあるきにいうことで話はしちよるわけです。

まあ私事みたいになりますけど、自分明日ね、昼から富山であるきに今晚から行く予定しちよるんですけど、あのシンポジウムが。

分かりました。町としたらということで。

ほんで、2番目。南海地震等に対する津波避難対策として国から震災前の高台移転事業が出てきたが、町の当事業の進み具合をお聞きしますと。

まあ、これ一応、昨日の同僚議員の質問にもあって。ですが、そのときに課長の答弁の中に、自分はっきり分かってない、確認するがですけど、あの宅地造成がこれ33年と言うたと思うがです。まあ平成やと思うがです。ほんで、高台移転の一応予定が47年の答弁やったと思いますけど。

それ確認の意味で質問致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それではお答え致します。

昨日言いました計画期間をもう一度言います。

平成29年度までに計画策定および住民の合意形成を取ってまいりたいと。それから、平成33年度までに用地買収および宅地造成工事を行う予定です。それから、平成47年度までに高台移転を行う計画でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

これはまこと町長、いつ来るか分からんことのがやきね。やけど、これ33年が用地、まあ47年が高台移転の予定と計画。まあ午前中の話じゃないですけど、何してくれ、かにしてくれ、何せないかん言うても、そう簡単なもんじゃないですけど。

47年いうたら、まだ20年先にならあね。まあ、これは話やき、計画やき、予定やき、それでもかまん言えばかまんかも分からんけど。今、同僚議員の質問のときも、この地震津波に対するこの庁舎内の問題、庁舎内でも一生懸命やってくれよることは分かるがですけど。けど、自分ここへも書かしてもろうちよるように、国が取り組んで、その高台の移転の問題よね。出てきちよるきに質問さしてもろうたがですけど。

まあ計画、予定やき、それでもかまんもんですかね、町長。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員の再質問にお答えしたいと思います。

実は、私の方が先に登壇して答える予定でしたけれど、先ほどのまちづくりの質問に対してのことが具体的に出了たので、まちづくり課長にお願いしたところでございます。

高台移転について少し明神議員のご質問に沿ってお答えさせていただきたいと思っております。

震災前の高台移転につきましては津波防災の基本的な対策として、まず必要な事業と考えております。まちづくり課長が申しましたように、第2次黒潮町南海地震津波防災計画の基本的な考え方の中では、これは中長期の計画を立てておりますので、レベル2の津波に対する安全性が困難な住宅については地元住民の意向を踏まえながら長期計画を定め、段階的に高台や浸水区域外の中山間地域へ新たな住宅地の形成を目指しますとしております。

これは中長期計画というのは、一定のめどを立てた年度の区切りと考えていただけたらいいと思います。これから早くなることは結構なことだと考えた計画でございます。

同計画の中では、平成 29 年度までを計画策定および住民の合意形成期間と定めています。ご存じのとおり、6 月 6 日には南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が国会に提案されました。今後はその法案の内容と国会審議の動向をまず注視してまいりたいと考えております。

言うまでもなく、高台移転につきましては地元住民の意向が最も大切にされなければなりません。地域から高台移転にかんするご要望やご質問等があれば、まずは高台移転とはどういうものなのかという勉強会の開催を地域に出向き積極的に進めてまいりたいと考えております。

なお、今議会で佐賀厚生文教施設安全対策等基本計画策定にかんする予算をご提案させていただいております。佐賀厚生文教施設とは、津波浸水想定の大変厳しい佐賀保育所、佐賀小学校、佐賀中学校のことでございますが、これらの施設は津波に対する要配慮施設と考えております。中でも、佐賀保育所の高台への移転が最優先課題だと考えておりますが、これらの厚生文教施設につきましては、早急に高台移転を含む津波対策への基本計画をまとめて、より具体的な事業化を目指していきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ自分のお聞きすることはね、なかなかそうやねいう話にならんことばっかやと思うんですけど。震災前過疎という言葉、何か出てきちゃったと思うがです。

結局これはよ、申し訳ないけど町が守ってくれんきに、もう町から逃げないかんいう考えで出てきちゃうと思うがです。そのために。そりゃ今、課長おっしゃるように町長もお考えやとは思いますがですけれど、そう簡単にできんことではあるにしても。けど、少のうても自分ね、町民の皆さんによ、逃げたいと、安全なところへ行きたいと。けれど、町がこういう取り組みを考えてくれちゃうき、ほいたら頑張るかというようなもんがないとよ。被災前の過疎いうがもね、なかなか解決できんと思うがです。

が、まあこれも分かりました。

それで、3 番目。これは 3 月議会のときの説明ももろうたがですけれど、あの非常食。ここへ来て 1 週間いう問題が出てきましたわね。やっぱ非常食は 1 週間は持ちよかないかと。

ほんで、3 月のときに浄水機の問題が出ちゃったと思うがです。あれ、どうなっちゃりますかね。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員の防災対策のご質問のうち 3 番目の、1 週間と言われる非常食対策について聞くということについて、まず通告書に基づいてお答えさせていただきたいと思えます。

中央防災会議、防災対策推進検討会議、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが 5 月の 28 日に公表しました南海トラフ巨大地震対策について、これも最終報告でございますけれど、まず地域で自活するという備えが必要であり、食料、飲料水や生活物資の家庭備蓄を 1 週間分以上確保するなどの細かい具体的な対応を求めています。町としては常日ごろから、地域住民にあらゆる機会を通じて南海トラフ巨大地震等にかんする正確な知識の普及とともに、備蓄確保などの事前対策の周知を行っていきます。

3 月議会で答弁した内容の繰り返しになりますけれど、町では自助の作用や流通備蓄を考慮して、1 日分を最低必要量として備蓄する計画ですが、この 1 日分というのは全町民が 1 日 3 食分のことでございます。計画ですが、1 週間は町の自力で生き延びることを想定し、物資購入以外の対策としては、食料については農家との

協定を検討しております。また飲み水については、水道タンク内の水を活用するためのタンクの耐震化および遮断弁の設置、ならびに耐震貯水槽の建設、浄水機の購入等を検討しております。

現在のところ備蓄品は、伊与喜小学校、入野小学校、三浦小学校、旧北郷小学校、旧上田の口の保育所に保管していますが、将来的には各地の主な2次避難場所、30カ所ほど予定しております。に、分散して配備したいと計画しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

ということは自分、非常食もですけれど、自分、浄水機。これはなんちゃお金出したらじき取り寄せれるわけよね。そんながで、もう買うちょうかどうか。

もう皆さんもこれご存じだと思いますけれど、東京都のあれがね、本来やったらあの東北の地震から後、あの地震の発生がどんどん減っていかないかんのが2倍半やと、平均の。減ってないということは、そればあ地震発生の確率が高くなってきよるとい話がああ東京都ではありよるわけで。ほんで、この地震の予測も予測できんという話。ほいたら、場合によったら明日起きるかも分からんという現実の問題。ほんで、その中で食べるもんいうがはやっぱあね水が一番大事やと思うて。

ほんで、まあこれ個人的になりますけれどね、自分思うちょう。まだやっちょらんけれど。うちの従業員、この錦野の団地らにも何人かおいでるきね。もうそこへね、なんぼかこれは買って保管しちよかないかんいうようにも思いようわけです。まあ、自分も思いようきに、もうやっちょうがやないき、かっこええこと言うわけじゃないですけれど。それとともにこの浄水機もね、会社いうか自分らで買うていう思いもあってお聞きしたわけです。

そしたら、まだ現在はまだ現在は買ってないということですが、今言うように買ってないとしたら早急に購入することをお願いして。

4番目、耐震強度調査の取り組みについて。

これ、この間県も再度取り組みの問題が出てきちよったようですきに。ほんで、うちの町としても、自分はつきり覚えてないですけど、うちも2年ぐらい前やったろかやったことはあるがですけど、それなり。

ほんで、そのときやった人、それからやってない人がまだおいでるがやないか思うもんで。そういう人らに對して町はどういう取り組みするかいう質問です。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員の4番目の質問、耐震強度調査の取り組みについてお答えをしたいと思います。

一般住宅の耐震化率でございますけれど、これは平成21年のデータですけど、全国が79パーセント。それから高知県、これは平成24年のデータでございますけれど、74パーセント。そして黒潮町では私どもで調べたところ、現在49パーセントというふうに把握しております。全国や高知県の耐震化率を黒潮町では残念ながら大きく下回っております。

この原因は、昭和56年5月以前の旧耐震基準での住宅の割合が黒潮町では全体の60.3パーセント。それから全国の場合は、これ以前のやつが39パーセント。全体の住宅の、その年度の建築の率がまず違うというところ。それが大きな原因でございます。しかも、そのうち町におきましては、耐震化できてない住宅のうちの97

パーセントが木造であるというふうなこの現状が大きく作用してるんじゃないかと思っております。

黒潮町の耐震改修、関係事業の実績。これは木造住宅耐震化診断におきましては、これまで155件診断されております。それから、木造住宅耐震改修設計の方に進んだのが33件でございます。そして、最終的に木造住宅の耐震化の改修工事まで進んだのが26件でございます。そして、最近できた事業で、ブロック塀の対策事業は平成24年度が終わった段階で3件となっております。

5月15日に高知県が公表した被害想定でも建物の耐震化を推進することが、人的被害や避難者数の減少に大きな影響があるということを示しておりますので、今後より一層、対策強化が必要であると認識はしております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

よう検査して耐震しても、どうせ津波で流れるがやきい一つの考えもあるという話も聞きます。ほんで、自分もまあそんな思いもあります。けど、これは言われるような地震が来たら逃げる前に、恐らく自分つぶれると思うでしょう。

ほんで、たまたま昨日、おとついでですか、同僚の亀沢議員にも、柱を強うにせないかんということも大事やけんけど、屋根軽うにするがも大事やないかというようなことを聞いたわけで、自分でやれることは自分でやらないかんというような思いもあって。それで、もし町に検査をやってないと。それから、検査はやったけんど耐震の補強やってない人も多分おいでと思うもんでということでの質問でした。分かりました。

続いて4番目。PMの2.5汚染の児童対策について。

これもまあ3月もお聞きしたことですけど、あんまり近ごろこれも言わんってきたことですけど。けんど現実に、子どもさんにとったら外へ遊びに行けんという現実の問題も発生しちよるわけで。

ほんで、うちの町として、この問題に対してはどういうような取り組みいかお考え持っておるかという質問です。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは明神議員の、学校現場における微小粒子状物質PM2.5に対する対策にかんするご質問にお答えを致したいと思えます。

本年1月ごろより、中国北京市を中心に中国でPM2.5等による大規模な大気汚染が断続的に発生し、日本でも一時的にPM2.5濃度の上昇が観測されたことがテレビ等で大きく報道されたことから、PM2.5による大気汚染についての国民の関心が一気に高まりました。

この微小粒子状物質PM2.5とは、大気中に浮遊している直径2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきました浮遊粒子状物質よりも小さな粒子であり、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念される大気汚染物質です。

国ではこれまで、大気汚染防止法に基づく工場、事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、PM2.5対策を進めてきた結果、年間の平均的な濃度は減少傾向にあるようです。

従って、今回のわが国における一時的なPM2.5濃度の上昇につきましては、主に中国大陸からの越境大気汚染の影響があったものと考えられていますが、濃度上昇に対応して健康影響へのリスクが変化したとのデータ

は現在のところ得られていないようです。

しかし、国では社会的要請を踏まえた場合、何らかの形で注意喚起の指針を設けるべきだとの判断から、暫定的な指針としてPM2.5濃度の1日平均濃度を70マイクログラムを目安に、70を超える場合には、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすこと。70以下の場合には、特に行動を制約する必要はないが、高感受性者。例えば、呼吸器系や循環器系疾患のある方、ないしは小児、子どもさんですね。高齢者等では健康への影響がみられる可能性があるため、体調の変化に注意することが行動の目安として示されたところでは。

この注意喚起の実施主体は、PM2.5の濃度上昇が広域的に発生する機会が多いことから、都道府県において実施することが基本となっています。

このようなことから高知県では、須崎市、いの町、高知市の3カ所で毎日測定を実施しておりまして、その結果は高知県のホームページで、測定日の翌日には公表はされております。

そのホームページを見てみますと、直近の6月12日で、須崎で1立方メートル当たり5.4マイクログラム、いの町で同じく5.0マイクログラム、高知市が同じく8.1マイクログラムとなっています。

また、その前日の6月11日の計測数値はそれぞれ3.8、4.4、7.8となっており、いずれの日も、指針であります1立方メートル当たり70マイクログラムを大きく下回っていることになっております。

このような状況を踏まえまして、PM2.5による大気汚染に対しましては当町現在のところ、特段の健康被害を及ぼす状況にないとされていることから、当町の児童生徒への対応は特に実施を致しておりません。

また、今般の6月高知県議会におきまして、大気汚染の常時監視に必要な測定機器の追加整備予算とともに、毎時、時間ごとの観測状況を公表するための既存システムの改修予算が計上されていますことから、高知県内のPM2.5にかんする常時監視が今後よりきめ細かく行われることとなりますので、今後、国、あるいは県の常時監視体制の結果を参考にしながら、常に黒潮町における注意を怠らないようにしていきたいと考えています。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

明神さん、あと9分です。

8分になりました。

10番（明神照男君）

まあ、先立つものは金やきね。なかなか測定機買うてどうのこうのいうことをすぐにできる問題ではないと思うがですけど。けんど自分ね、別の考え方したらよ、黒潮町じゃそこまで。いうたら子どもを大事にしよ町やという、皆さんがよう使うあのソフトの部分、そういう方から、それもひとつのまちづくりになってくると思うがです。

ほんで、この放射能汚染のときのあの保護者からもね、測定機を買うてとかいう要望もあって、今言うようにお金が先の問題やき簡単じゃないですけど。けんど、やっぱあ現実に子育てしようあの若い母親らあは、そういうところまでの心配を持ちよる思うがです。そういうことで、まあ、うちは単独で測定機買うてやったらどうぜよいうことまでは自分はどうも言いませんけんど。けんど、やっぱあ教育行政の中でよね、そういうものが黒潮町にはあるねというような取り組みをお願いしたいと思います。

次の、ソーラー事業について。

これも同僚議員のお二人から質問あって大体。まあ大体じゃいきませんけんど、おおよそのことは分かりました。

それで自分ね、この事業の問題についてですが。これまでも自分、合併してから後も、あの下村町長のときも、この住民参加型のエコ発電事業をどうぞよいう話をさしてもろうたこともあります。まあ、できんというようなことで。

それで自分、ここへ書かしてもろうちよるがは、あの三原村の水力発電。この問題も分かりました。

ほんで、何か三原村の場合と、それから自分ら黒潮町の場合とは変電所の容量の問題。変電所が、自分が聞いたあれでは別々やと。ほんで、向こうの三原の関係のがも容量いっぱいになっちゃう。ほんで、こちらののがは何か佐岡かどっかにあって、まだ余裕があるきかまんがやないろうかという話。ほんで、それとともに三原の問題が出たときは、県も今言うエコの問題で四国電力さんと話をするとかいうようなことが新聞へちょっと出ちよったがやないかと思うがです。ようなことで。

何かうちの場合は心配ないということですかね。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

失礼します。

明神議員の、エコ発電事業の住民参加等の質問についてお答えをします。

先ほども宮地議員の質問の中でお答えをしましたけども、県の方が電力とも話しまして、4月上旬のころの話ですけども、一応黒潮町の方は余裕があるというふうな回答をいただいております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神さん。

10 番（明神照男君）

まあ、そういう答弁が確かにあったように思いましたので確認。それとまあ、町が今度取り組むという事業。自分ね、確かに事業やき、損したらいかんいう問題分かります。ただね自分、ほんでこのソーラーということ何が目的でソーラーかということやないかと思うがです。

自分ら子どものころはね、まあ子どもでもありましたけど、資源いうたらね無限やと思いつたがよね、知らんずつに。けど、現実には無限な資源いうがはもう自分ないなってきたと思うがです。そういう中でソーラーの問題。まあ、これ片方で原発の問題がああいう形になったきに出てきたとは思いますがです。このあれは町も取り組む事業。自分、事業にどうこうということじゃないがです。基本的にこの事業は何のためにやるかという、そこをしっかりと押さえた取り組みが大事やと思うがです。分かりました。

ほんで、この問題で自分2番目にエコ発電の事業に住民参加は考えてないか、町民の参加は考えてないかという質問出させてもろうちよるがですけど、町長はどういうお考えですかね。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

失礼します。

先ほど、自分の方が住民参加についてということも含めてちょっとお答えをしたような。答えというか回答をしたがですけども。

今回の太陽光発電については県の見解となりますけども、おのおのの県民からの出資は想定していないというふうなことをお伺いしております。地元企業とか団体とかいうこともですね検討をしておったようです。地

元の商工会、それから農協などの検討もしておったようですが、農協、それから商工会にはですね、出資の規定がないということが分かったということで見送ったというふうなことをお聞きしております。

そして、住民ファンドとかですね、ファンド会社のようなことも県の方は検討をしておったようですが、ファンドの募集に当たってはですね、第2種の金融商品取引業の登録が必要ということなどもあってですね、ここも見送るような見解ということになっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

自分ね、住民参加ということ出さしてもろうちよるということは、先にの目的も同じことだね。やっぱり今いかに自分らが大事によ、電気をせないかんかいう問題が出てきちよる。そのためにはよ、まあ結局、出資があるわけよね。自分の思いではよ、これ前も聞いてもろうたと思うがですけど、みんな住民一人一人に出資してもらおうと。

ほんで自分ね、この間、ある銀行の関係者に聞いたがです。こうこういうて自分思うと。ほんで、このあれは目的が出資のお金やきに別に使うがやないきに、これは自分のあれですけど。もし町がその出資者、借入れに対してよ、保証します言うたら銀行お金貸してくれるろかねいうて自分聞いたらね、それ貸します言う。

自分はそういう形でよ、町民皆さんにちょっとでも出資してもらおうて。ほんで、これは自分らの事業やと、自分の事業やと。そうなったらね電気を、エネルギーをいかに大事にせないかんかいうことなんかも自分の問題として考えるようになるという思いでここへ出させてもろうちよるわけです。

確かに県がどうか、いうたら国がどうか県がどうか、それも大事やと思うがです。けど、自分の思いではよ、自分らの問題やと。県がこう言うたき、はい分かりましたじゃよ、申し訳ないけど誰でもできる取り組みやきね。県がこう言うてもよ、けどね、自分ら黒潮町としたらこういうように考えちよるぜよということ。

ほんで先ほどの休憩のときもね、言わしてもろうたことです。合併前佐賀はね、役場言いよった。合併したらここはね、庁舎になった。役場という言葉はよ、自分聞いた話にあれするとね、町民の皆さんに役に立つ所やき役場いう名前が付いたという話のがよね、これは。そこやと思うがです。

ほんで自分、今の出資の問題もそういうような考え方で町民皆さんからという考えはないですかいう質問。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

教育厚生委員会の方で予算の説明のときにもさせていただいたがですけども、この事業がですね、高知県の地域還流再エネ事業の一つの事業ということで行っております。

ほかにも安芸とか、今日の新聞では土佐町とかも新聞に載っております。ということで、県と民間と町と3つで出資をするということになっておりまして、県がですね主体になって要項など定めてですね、それからプロポーザルを行うとかそういうこともなっておりますので、県の意向として先ほどの回答をさせていただきました。

以上です。

（明神議員から「はい、分かりました。ほんでね、自分今言うように町がやるがやきね」との発言あり）

議長（山本久夫君）

明神君、マイクの前で。

10 番（明神照男君）

町の分は、黒潮町がやるがも町民がやるがも一緒のことやないろうかと思うたきに出さしてもろうちよるがですけれど、それ違いますかね。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

失礼します。

町独自ですね、ちょっと決めれないということがありまして、県と一体的にやっておる事業ということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

はい、分かりました。

まあ自分はそういう考え方しちよるもんでね。ほんで先にも、くどい話になりますけれど、国がこう言うき、県がこう言うき、はい分かりましたじゃ黒潮町ないなと思います。

終わります。

議長（山本久夫君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

この際、15時まで休憩します。

休 憩 14時 44分

再 開 15時 00分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、山崎正男君。

8 番（山崎正男君）

それでは、本日の最後になりましたけれど、私の方から質問させていただきます。

先輩議員が前段で、大変国にかんする大きなお話がありました。町長のお話も見事な説明力で、感銘を受けました。私の場合は、ちょっとそれに比べると端的で恥ずかしい次第ですけれど、一生懸命頑張りますのでよろしくをお願いします。

まず1番ですが、行政組織について。

先ごろ政府においては、合併特例後の総合支所には交付税措置をすとの報道がなされましたが、これを踏まえて支所機能の充実と住民の福祉についてどのように対応していくのかお聞きします。

この1番と2番にそれぞれ質問構えておりますけれど、執行部の方がよければ議長の許可を得て、1番、2番一緒に聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

1番ですが、この報道を町はどのように受け止め、どのように対応していくのか、お考えを聞きます。

2番目ですが、合併10年後のために総合支所への復活はあり得るのか。国の支援措置と支所の充実と町民の福祉を考えるならば、再び考える必要もあるのではないかということでございます。

緊張しておりますが。

私はですね、この総合支所方式。合併の時点では総合支所方式ということで、10年は持っていきだろーと思っていたところですが、いろいろな情勢の変化か、考えの変化がありましたか、今は支所方式になっております。この新聞報道を見てからですね、ああ、国もいろいろなことをやっぱり町政のために、町で頑張っていることに対して、ああ支援策を考えているなということを感じました。

それでですね、どれぐらい今後10年過ぎた後にその措置があるのか。ここも踏まえて分かっていたら教えてもらいたいし、単なる国が次の選挙にらみでご褒美に考えているという程度のものなのか、情報がありましたらそれも加えて言うていただきたい。私はできるならば、自分が生まれて自分が育った、私どもを育ててくれたそのわが町、昔の町ですが、それが活性化をして再び息を返す。こういうような町になればありがたいなと思っておりますので、このような質問をさせていただいております。

やはり今、合併後、佐賀におきまして、活力が減退している。それから何かさみしさを覚える。この実感がございます。町政では一生懸命やっておりますけれど、だんだんと年とともにですね、そういうさみしさもあります。町を歩いていても、何となしに人が少なくなったなあ。何となしに高齢化、何となしににぎわいがないうちという気持ちでいっぱいでございます。

そういうことで、この質問についてひとつよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

山崎議員の行政組織につきまして、お答えさせていただきます。

合併後の総合支所の関係でございますけれども。報道ではですね、総合支所に交付税措置の配分拡充と大きく出されました。その中で、政府のですね第30次地方制度調査会が出しています、大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供のあり方に関する答申書素案が出されました。

その中に、平成の合併後の基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービスの提供のあり方ということが出されております。そこの中にはですね、総合支所といったようなくだりは、そこを見ましたけれども出てきておりません。むしろ、支所機能の必要性といいますか、重要性というものを記述しておるというふうに思っています。

そこで、その答申素案の内容を一部紹介させていただきますけれども。そこではですね、今後日本は少子高齢化がさらに進行するが、集落の数はそれほど減少せず、人々国土に点在し続け、単独世帯も増加し、医療、介護、教育、交通、災害対応の分野において住民に身近な基礎自治体の役割が増え、住民一人当たりの行政コストも増大するので、国の支援が必要であるとしておりまして。その中で、合併市町村においては行財政改革の効率化等の成果が表れつつあるが、併せて行政区域の広域化に伴う課題なども顕在化している。課題解決に取り組む合併市町村に対しては、合併効果を最大限に発揮できるよう適切な支援を行っていく必要がある。

さらに、平成の合併により市町村の面積が拡大する等の、姿が大きく変わった面がある。市町村の安定した財政を可能にするとともに地域の実情を踏まえ、住民の安定した財政運営を可能にするとともに、地域の実情を踏まえ、地域住民自治を評価するためにも、支所機能を適切に活用する等の取り組みを継続的に進めることができるようにすることが必要である。このような観点から、市町村合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置を講じる必要があるというふうになっております。

先ほど言いましたけれども、報道ではですね、総合支所のみが交付税対象という印象を与えておりますけれども、地方制度調査会の答申書素案を読む限りでは総合支所というのが出てきませんので、総合支所という言葉

が少し一人歩きをしてるのではないかというふうに思っているところでございます。地方制度調査会はむしろ合併後10年を経過しても支所機能は必要で、合併後10年間特例措置されていた交付税の算定替により交付税が減額されるため、住民サービスを提供するための財源確保ができなくなることを心配しまして、国の財政措置が必要であるというふうにしております。

いずれにしても現時点ではですね、こういった資料しかありません。国、県からのですね具体的な情報があまりありませんので、地方制度調査会の基礎自治体の行政サービスの提供のあり方に関する答申素案で判断するしかありません。しかし、この素案には具体的な内容がありませんので、これを基に現在判断してもですね、想像の域を出ることはできない状況であります。従って、現時点で町の対応をお示しすることは難しいというふうに考えておりますが、この問題は町へ直接影響のある問題でございますので、今後、国、県からの情報を収集し、そして地方制度調査会の動向を注視していく必要があるというふうに考えております。

また2番目の、合併後10年のために総合支所への復活はあり得るのかということでございますけれども、この問題につきましてもただ今お答えしましたように、具体的な内容はですねなかなか分かりませんので、今後、総合支所方式に変更するべきかどうか、現時点では判断ができる材料がないというところでございます。

この答申素案ではですね、合併市町村における支所や出張所、自治会などについては、コミュニティーの維持管理や災害対応において重要な役割を果たしていると考えられる。しかしながらも地域によっては、支所、出張所の適正配置の努力が必要な所もあり、地域の実情に応じた取り組みが進められるよう留意すべきであるというふうになっておりますので、これらのことを考えますと、現在出ている情報では総合支所のみが交付税の対象となっているというふうには思われません。

いずれにしても、今後、国は地方制度調査会の答申を受けてですね、まあ具体的な内容の検討に入ってくるのが予想されますので、国の動向に注視し、支所機能が今後も維持できるように、適宜ですね、国、県に要望をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

執行部の方では支所機能でも交付税措置があり得るというふうなお話ですが、高知新聞の書き方が間違うちょうがででしょうかね。私が読む限りは総合支所というふうな絡みで、ああ、これなら総合支所に復活できるならば、再び総合的な支所を佐賀にも構えて、人員も配置して、より多くのサービスができるのではないかとこのように考えて、このようなことになっております。

町もですね、黒潮町も、もし交付税措置が今後10年から後にですね続くようであれば、こういう大きな国の制度はですね十二分に活用してもらわないかんわけですし、こういう報道が、支所機能やったらできるのか、支所機能でもあるのかどうか、そこらも妙に分かんがででしょうかね。その総合支所じゃないといかんのか、新聞が間違うちょうがが、そこらはどうながででしょうかね。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

新聞の報道の関係でですね、まあ今も言いましたように報道では総合支所というふうに大きく出されておりましたので、町と致しましても非常に心配をしてですね、県等にも問い合わせしたところ、県もですね、国か

ら何らそういう総合支所という言葉は出てきてないというようなことを、説明を今のところ受けてます。

まだ、調査会が答申素案です、現在この地方制度調査会の中で地方六団体の意見を聴取しながらです、まだ検討中というところまでございまして、ほんとにまだそこまでですね説明できるような資料がないというところまでございまして、我々も今、心配をしておるところでございまして。

いずれにしても、支所機能というのはですね今後も充実していく必要があろうかと思っておりますので、そういったことを今後いずれにしても注視しながらですね、支所機能の低下にならないような提案をしていく必要があるというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、少し先ほどの答弁が漏れておったようでございましてけれども、合併10年後の情報でございまして。

現在のところでは、合併特例法の関係は10年でですね交付税が漸減してくるということになっておりまして、それ以上の情報はございません。ただし国はですね、昨今の経済の状況を考えたときにですね、今後の交付税はですね、なかなか増加は見込めないというようなこともございまして、そのこのへんをですね十分注視しながらしていく必要があろうと。ただしですね、この市町村が頑張った所についてはですね、交付税も支援しましょうというようなことも打ち出されておりますので、そういうことで精いっぱい今後頑張っていきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

今日は時間もありますので、もう一度お聞き致します。

その合併前に私なんかは、合併したら機能も充実して、町民サービスも増えていくだろうということで、まあ合併に賛成しながらこういう町ができたわけで、で、合併するとですね、やはり何か先ほども言いましたけれど、この減退感というか、体がだるくなるというか、そういう場面も往々にしてあります。

総合支所機能をちょっと調べてみますとですね、多くの場合がその面積が広いかどうか。それから、人口が多いかどうか。それから、地理的に遠隔であると。このような理由でですね、総合支所を置くということになっているようです。まさにですね、その旧佐賀町、旧大方町、それぞれがその条件を備えておることになります。

私はその総合支所にこだわるわけではございませんが、その合併したら町がそれぞれの機能をまとめて、それから、それぞれの財源を節約して、より良い効果的なまちづくりができるということで合併ということになっております。で、この合併をですね、自分たちの足腰にしてですね、その足腰を丈夫にして、さらなる次のまちづくりができると。それが夢であり、活力であると。その何年か、まあ10年という単位がありますけれど、10年を待ったら、また新しいまちが復活すると、生き生きとした町が復活するというふうに感じての合併であったらと感じます。

そのことを踏まえればですね、この新聞報道も先が明るい情報だなと思っておりますので、副町長は、まあ今のところまだ分からんということでございまして。確かに新聞にも6月にならんと分からんような書き出しをしております。6月が今月ですけど、もうちょっと詰めた話が暫時出てくるかも分かりませんので、ひとつ情報を早め早めにですねとらえて、町民が不安にならないような、夢が持っていけるような交付税措置があるようにですね、ぜひ情報を引き出していきたいと思っております。

このような気持ちでおりますが、もう一度、副町長お願いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

今、山崎議員が質問のとおりですね、私たちもそのように考えておりますので、全力でこの資料収集にですね、今後、情報収集に努めていきたいというふうに考えています。

市町村合併の基本というのは先ほど少し山崎議員が触れていただきましたけれども、行政改革、事務の効率化を推進し、行財政の基盤強化に努めてですね、住民サービスの向上、また福祉の向上に努めると、図っていくということが基本でございますので、これまでに黒潮町が進めてきたことについてはですね、まあ間違いではないというふうに考えておまして、今後ですね、住民に希望が持てると思いますか、そういった取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

これまでにですね、この合併した効果というのは山崎議員もご承知のとおりでございます、相当ですね、いろんな形で財政の支援がありましたので、住民サービスに相当まあつながっておるんじゃないかというふうに考えておりますので、まあ今後そういう形ですね、そういう気持ちで取り組んでまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ぜひですね、その我々の町を活性化していくということをお願いします。

それからもう既にですね、黒潮町はその庁舎の位置もおおむね出来上がっているようですし。それから、今言う津波の防災対策、地震の防災対策も着々と進めております。こういうものの方にですね、今はものすごい目が行っておりますけれど、大変重要なことであります。これが行き着いた先には、平成の 27 年度、28 年度以降にはですね、明るい兆しがまた見えてくるというふうなことでぜひ頑張ってくださいと思います。

1 問目は終わります。

2 問目でございます。相続手続きについて。

町は固定資産の納税義務者を明確にするために相続登記を推進して、安定した財産管理を促す必要があると考えますが、共同名義人で相続人が多過ぎて、何十年の間、登記がされないままになってる土地等についてです。どのようにすれば、これらを解決できると考えていますか。町民への適切なアピールなど、今後の対策を聞きます。

1 番目ですが、該当の土地を把握し、その関係者や関係機関を集めて解決策を図る考えはないですか。

これらは個人も行政も、共に積極的な対応を考えるべきで、ここ数年の課題だと私は認識しております。

取り組むことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

こういう質問でございますが、これはですね端的に言えば 30 数名持ちとかいう固定資産の登記名義人のあの固定資産があるわけですが、これらは共同名義であるため、それも明治かそこらあたりの昔の方の名前になっておまして、これを相続登記していくことは大変苦難な、むしろもうできないような状況になっております。これをですね、スムーズに現在の所有者、言うなれば納税管理者に下ろしていけないものか、これが私の一つの考えでございます。こういう疑問がありまして、この質問をしております。

まあ第 1 問目はこれぐらいにしておきますけれど、また追って追加してお話を致します。

以上です。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（金子富太君）

山崎議員の相続手続きについての質問にお答えします。

共有名義の状況ですけれど、黒潮町の平成 25 年度固定資産税の課税では、登記上の共有名義と登記名義人が亡くなられ、相続登記がされずに相続人の共有となったものがあります。その人数は共有名義の代表と相続人の代表を合わせた代表者は 1,043 人となっております。

登記上の共有名義には、個人が所有している共有名義と、実際は部落有ですけれど複数の個人名義で登記をしている場合があります。

個人所有の共有名義の土地の相続は、それぞれの相続人の方々はその必要性をご理解していると思います。個人の財産のことですので、個人で手続きをしていただくことになっております。

また、部落有の場合は地縁団体として認可を受け、登記名義人から必要であれば相続登記を行い、所有権の移転登記を行えば今後の相続関係の解決は図られると思います。

また、共有の土地が入会林野であれば、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による登記をする制度もあります。その手続きをするための入会林野整備計画の策定や土地の測量に必要な経費の補助事業は、以前はありましたが現在終了していますので、これも関係者の負担が必要となります。

先ほど議員の言葉の中に、スムーズに相続登記を下ろしていければというようなこともありましたんですけど、いずれにしても相続手続きをされないことによる課題につきましては、それぞれの方も理解しておると思いますし、議員の言われたように相続登記をするためには相続登記の費用が必要となってきております。現在のところ、その費用負担を解決する制度がない中ではですね、今のところ、現状、死亡手続き等をしていただいたときにですね相続手続きをされるまで相続人代表ということの説明をさせていただいておりますが、それ以上の対応方法はないと考えております。

議長（山本久夫君）

山崎さん。

8 番（山崎正男君）

税務課長が出てこられますと、どうもその納税の立場だけの話になりますけれど。この私の言ってるのはですね、その登記ができにくい、だから町はこれらのことについてどういう策を考えておるかということまでいかないと話にならないわけです。

この問題はですね、以前にもちらっとここで話したことがあります。で、法的に難しいということが話されたと思いますけれど。この共有名義人の土地はですね佐賀の方でかなりのところに散らばっておりますけれど、この制度そのものが今考えるとですね、多分昔のことですので、その原因とか理由が、なぜこういう 30 数名持ちにしたのかというのは私も勉強不足で分かっておりませんが、そこらもひも解いていく必要がひとつあります。時代背景、時代の理由があつてのこういうことになっていると思います。

私がですね、少し調べたところではですね、これは 25 年の 2 月 15 日に出された地縁団体名義の所有権移転登記の改善促進ということでありまして、行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあつせんということで文書を見ておりますが、こういう問題がですね全国でまあいろいろ行政相談所の方に挙がっております。高知県でも挙がっておりますし、茨城県でもこの例では挙がってきておりますが、もう 100 名以上も超えて相続人が、もう手続きが取れないと。じゃあどういう方法があるかということで、制度のその見直しというか、この総務省の行政相談所が出しておるあつせんがですね、要旨ですが。

地縁団体によって生前から継続的に所有され、管理されている土地については、一定の期間を限り一定の手続きを経て作成をされ、市町村長の証明書をもって関係相続人全員の戸籍謄本等の書類に代えるなど、簡便な登記手続きを認めるという新たな制度を設けることが望まれるという前進的なお話があります。

については、総務省自治行政局および法務省民事局は、市町村が一定の手続き（異議催告手続き）に関与して

作成する証明書の内容について協議の上、所有権の移転登記手続きが進むよう、所用の対応措置を検討する必要があるというような文言が出されております。

これにはですね、もともとこの総務省と法務省の見解がですね、もともとの考え方があってですね、不動産登記法に準じて相続を下ろしていかないかんとということでありますけれど、このあっせんを受けてですね、関係機関の意見として少し読ませてもらいますが。

法務省民事局は、あっせんに係る何らかの措置を講じる必要性は認めるものの、登記名義人等の登記手続上の関与がないまま、その財産権を侵害することなく、当該登記名義人から認可地縁団体名義に登記名義を変更するためには、当該認可地縁団体が真実の所有者であることを担保される必要があり、そのためには少なくとも当該登記名義人の変更に必要な要件を具備した市町村の証明が登記申請の際に提出される必要があると考えている。今後とも当局としては、総務省の担当部局の協力が得られれば、引き続きあっせんに係る何らかの措置を講ずることの可否を検討してまいりたいと考えている。これが法務省の判断。

それから、総務省の自治行政局の判断では、異議催告手続きにかんし異議がなかったものを市町村長が証明する手続きが検討されているが、異議が出た場合に訴訟のリスクが残るので、当局としては事務手続き面を含め、市町村長に過大な負担を課さないことを前提に検討したいと考えている。市町村長が交付する証明書にかんし、法務省の知見、情報等があればお聞かせ願いたい。

これは、国対国対のお話の、まあ溝のあるようなことを書かれておりますけれど、少なくともこういう問題について国も前向きに取り組まれている様子が伺えます。

これはですね、この時代錯誤といえますか、昔は良かった登記がですね、今我々そこで住む人、それからそれを利用しているその土地ですね。これをこの数十名の名義のために、誰かに売ったり、売買したり。それから、商売するために銀行からお金を借りたり。こういう手続きがスムーズにいかない、こういう閉鎖的な面もごさいます。我々はこの長年先送り先送りにしてこられたこういう問題をですね、今我々の時代で。素晴らしい町長もおる、素晴らしい幹部もおる中でですね、我々の時代で取り組んでいこうではないかということを行政の方をお願いしているわけです。そういう気持ち、その意識、そういうものを今出して。町長も何回も東京にも行っておられます。本省にもいろいろとお知り合いもおりますので、こういう問題を黒潮町だけでなく、各市町村長、それから県下の問題。こういうところへも幅を広げてですね、ぜひこの問題をなくしていただきたい。このように思っております。

それから、この30数名持ちとか共有名義はですね、農地法の申請にしても、墓地法の申請にしても、すごく足かせになっております。自分の土地でありながら、自由に動かせない。まさしく、税を納めておりながら、何も利用価値がない。これは住民をばかにした話でございまして、ここへ取り組んでいかなければならないと、私は思っております。

ぜひ力を、皆さんの力を、行政の力を合わせるような考えをですね持っていただきたいと思いますが、町の方のお考えお聞きします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

未登記の土地の処理につきましては、将来にさまざまな課題を先送りしている、あるいは残すという認識は自分たちも重々持っております。

まず、ご自身に、まず自主的に解決の道をまず図っていただくこと。これが大変重要かと思っております。その上で、全体を考えたときにも行政として何ができるかというお話であろうかと思っておりますけれども、直ちに

これすべてのものをですね一挙に解決しましょうということにはなかなか、ボリューム的にもちよつとなりづらいついてございます。これがまあ効率的に進められているようなもし事例等々がございましたら、またご紹介もいただきながら、またこちらの方でも精査をさせていただいて、検討させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

私が今読んだのが、ひとつ執行部の皆さんに紹介したいという文言でありますので、またコピーも回しますけれど、世の中はそういう困った状況の問題を行政相談でとらえてですね、全国的に必要性があるということで、その法務省とか国の機関がですね、いろいろそのあつせんを受けながら、考え、検討していくという条項ですので、我々のその問題を持つてる市町村がですね提起しないとですね、国は動かんと思いますよ。

ぜひ、この提起するのは、やっぱりこの行政を預かる黒潮町そのものであると思います。個人がですねこれをいちいち取り上げて、自分の登記をこういう問題でできませんということをよね町に訴えていくのではなくてですね、こういう事例が出ておりますので、町もこの際、一緒に取り組んでいったら国を動かせるなど、法務省を動かせるな。この無駄な、何百件もあるような登記のその形態をですね一気に解決できるというふうには思っておりますので、町長、ぜひ力を貸していただきたいと思います。

これをせんとですね、もう何のためにあの税を課税しているのか、納税しているのに。先ほども言いましたけど、納税しているのに何にも動かせない。相続するにも、口約束で親から子へ行ってるというような状況でございます。だんだんと日がたつにつれて相続人は増えていきますし、その難しい材料も幾らでも増えてきます。これを飛び越えてやれるのが、こういう今のあつせんの内容でございますので。

まず例えば、私の考えでは、そういう 35 人持ちの共有名義の方をですね、これは税の方でどれぐらい関係者がおるか筆数は分かりますので調べていただいて、集めて。それらの代表でもかまん、まずは集めて、こういう問題を解決していきたいですけど皆さんよろしいですかというようなこと。それから、こういうあつせんがありますので、市町村長の証明でやっつけられる、そういう状況がございます。町長もそこは考えてもらいたいわけですので、市町村長がどうしたらその証明できるのかということは、これはやっぱり行政の立場で考えていかないかん問題であります。

私は今これ、この文書を見ている限りは、できる方向にあるなと思います。ぜひ前向きにですね、とらえて、早く解決できればと思っておりますので。忙しい中ではございますが、新たな問題というか、その提起しておるわけですので、町民が最終的に喜ぶ。今現在、共有名義であってもね、誰も文句のある人はおらんがですよ。今のとこ納税管理者になつちよつて、誰かが役場へ来て、おれも納税者じゃいうて文句言った人がおりますか。おらんと思いますよ。一応、役場は納税者にして、税金を取るの十分ですので。その納めてくれていたら神様じゃと思います。そういう人のためにですね、ぜひ力を貸していただきたい。

そういうことで、もう一度お願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません。先ほどご紹介いただきました文書について、少し後ほど頂いて、読み込ませていただいてから正確なご返答させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

1 番の話がざっといきましたけれど、もう 1 点ございますので、2 点目へ移りますが。

町の未登記不動産について、現状と今後の対応をどのように考えているか聞きます、ということでございます。

これはまあおんなじようなことでございますけれど、町がだんだんに用地を買収しているわけですが、町自身がですね登記をやっているのかどうか、そこらをお聞きます。未登記がどれぐらいあるのかお聞き致します。

まず、よろしく申し上げます。

議長 (山本久夫君)

総務課長。

総務課長 (武政 登君)

それでは、山崎議員の相続手続登記についてのカッコ 2 の、町の未登記不動産についてのご答弁を致します。

町の現在の不動産で未登記になっている原因の多くがですね、町道等の改良拡幅工事の際に、私有地をご提供いただいた個所がそのまま登記をされずに残っているといたことやら、取得後の土地が諸々の事情によってそのまま未登記になっているものなどがございます。

これら不動産については、購入時の所有者が他界している場合。それから、相続人全員からなかなかお認めをいただけない状況があるもの。それから、当時の所有者の住所が不明であるために、所有者が特定できないことが主な原因で未登記の状況でございます。

そして、今後の対応についてですけれども。地権者や法定相続人が特定できる土地については、やはり根気よくその方々にご相談をし、ご理解を得ながら登記ができるよう臨んでいくことが肝要だと思っております。また、町外に地権者や法定相続人が存在する場合は、町内に親類縁者の方々のご存命の場合は、その方々を通じてご連絡を取りながら、未登記の不動産の解消に取り組んでいきたいと考えてございます。

それでも、なおかつ登記が困難な案件もございます。そういった場合は、やはり関係各課の連携も取りながら協議し、未登記不動産の解消に向けて取り組んでいきたいと、そのように考えてございます。

そして、現在未登記の土地をどれだけ抱えているかというふうなご質問もございましたけれども、現在のところ、そこをまだ掌握し切れてございません。

以上でございます。

議長 (山本久夫君)

山崎君。

8 番 (山崎正男君)

その未登記の問題は、総務課長言われましたようにいろんな事情があって登記できにくいということもございますけれど。この問題も、先ほど最初に言いました問題もですね、相続登記を速やかにやっていくというこの姿勢がですね大事であると思います。これは行政もしかり、それから我々個人個人もですね、親から子へ、子から孫へ、やはりその都度その都度下ろしていかないとですね、相続ができにくい状況がかなり出てきますので、これは速やかにやっていかないと問題でございます。

そういうことを相続登記についてもですね、そういうことを町は町民に対して、やはり継続的にアピールしてですね、わが町には相続できてない土地ができるだけ減りますように、そういう手配とか広報をしていただきたいと思います。同じ自分たちの先祖がですね抱えた大事な財産を子や孫の名義にして、いつでも子や孫が自由に活用できるという状態にはするべきであろうと思います。

先ほどもちらっと言うて答えを頼みませんでした、その農地法の問題。それから墓地法の問題。これらもですね、共同名義人とか部落有の共有地。こういうものは誰かに譲りたくても譲れない。それから名義申請をする場合もできないという状況があります。ここらについてもですね、町は考えていく必要があると思うのですが、農地法、墓地法の絡みで、共有名義のために動かさず悩んでいる町民のために、その問題ひとつ答えていただきたいのですが。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

すいません、お答えします。

道路法とか農地法とかいろいろな法律に基づいて個人が所有されている土地、それを町にお譲りいただいて、現在未登記になっている個所多々あるかと思えますけれども。町の方と致しましても、実際のところ既成事実が発覚した段階でないと、その所有権がどうなっているかということが分からない状況でございます。

現に、現在、避難道等の整備をしております。その昔、失業対策事業等で道路を拡幅したような所はほとんどの場合が、早よ広げてくれ、3メートルの道にしてくれといった、そういった要望もございまして。土地の提供はしていただきましたけれども登記までが済んでいない、そういった状況もございまして。そういったことも次の段階で避難道としてそれを利用していくときに初めて、そこで既成事実が発覚して、現在道路として使われている道であっても個人の道で残っているというふうな場所もございまして、そういったことで、その時々にならないと分からないといったのが現状でございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

総務課長の答えはちょっと私の観点とは違う、質問した観点とは違います。

まあ言えばですね、今言うその農地とか墓地なんかでも、正規の手続きを取って正規の名義人に変えていきたいというようなときに、共有名義であれば相続人全員の名前を連ねてきなさいというのが今のたてりです。それではですね、今さっきも言うたように、何代も前の名義になっておれば相続ができないし、正式な手続きができない。ここを町民が困っている問題がございます。

こういう問題もですね、はい、それは法律的にできませんと、そこで断ち切ったら、もう町民は表立って正式に手続きしたいのにできない状況ができてきますので、こここのところを何とかそれぞれの、農業委員会とか、それからその墓地法の絡みとかいうとこです、手だてが考えられないものか。これらも踏まえて、先ほど私が当初から言ってる本人。現在の所有者でなぜ申請ができないのかというような問題があります。

納税義務者が実際におって、現実には。昔の方の名前でなくて、現実には今の方が所有しておるのに申請もできない。こんな問題がそのままにされていいのかというのが私の大きな疑問でございます。これも踏まえて後でまた町長にもお話してですね、ぜひ一緒になって考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

まあ農業委員会とかでお話ができる方がいれば、課長、どうですか。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

農業委員会の方でも今の問題については出てくると思います。

まだ私、勉強不足でして、まだそこまで共有の分については共有者の代表一人が代表で出していいものか、また皆さんの相続人何名か。まあ山崎議員が言ったように、30名が、みんな相続人がおったら100何名取って出さないかんもんか。まだ勉強不足ですので、そこはちょっと調べてみます。

議長（山本久夫君）

山崎君、ちょっと確認します。

聞いていると、何かカッコ1番のがをまたもんでやりゆうみたいな気も致しますが、今カッコの2番まで行ってますので、町の未登記の話をお願いします。

何かカッコ1番へまた返ってますよね、内容が。恐れ入りますが、カッコ2番でお願いします。

山崎君。

8番（山崎正男君）

そしたら、カッコ2だけに絞ります。

今まで言った問題が今まで言った問題ですので、どうか考慮しちよってください。

それから、まあカッコ2番のその未登記の中にもですね、その共有名義人というのがあってできてないというのもあるがじゃないですかね。いかがですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

申し訳ありません。

事実をまだ確認してございませんので、正確なお答えができません。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあトータル的に皆さんにですね、私の言われよう指摘がですね分かっていたいただければ、今日の質問は上等じゃと思っております。

やはり、町民が自分の土地を動かしたいのに動かせないという状況。ここをぜひ分かっていたきたいと思えます。

次に移ります。

3番、公用車の管理について読みます。

町の公用車の安全策は大丈夫か。公用車は普通車からマイクロバスまでかなりの台数がありますが、すべての車の管理について事故の起こらない保守管理ができているかどうかお聞きします。

1番目ですが、公用車の種類別台数と償却年数の超過したものはないかお聞き致します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは山崎議員の3問目、公用車の管理についてのカッコ1、公用車の種類別台数と償却年数の超過したものはないかということについてお答えを致します。

公用車の種類を全部で7種類に分けまして、本庁舎、佐賀庁舎、そして合計別に、企業会計を除いて普通会計でお答えを致します。

まず、中型乗用車、マイクロバスのことでございます。本庁舎が4台、佐賀庁舎で6台、合計10台でございます。

次に、普通乗用車。本庁舎12台、佐賀庁舎12台、合計24台でございます。

そして、軽の乗用車でございます。本庁舎3台、佐賀庁舎3台、合計6台でございます。

次に、普通貨物。ダンプトラックのような貨物自動車でございます。本庁舎が5台、佐賀庁舎が6台、合計11台でございます。

次に、軽の貨物。箱バンでございますけれど。本庁舎が17台、佐賀庁舎が6台、合計23台でございます。

それから二輪車、オートバイなんですけど。本庁舎1台、佐賀庁舎1台で、合計2台。

それから、特殊自動車。消防車とかパトカーのたぐいのものでございます。本庁舎12台、佐賀庁舎5台、合計で17台。

これらトータル致しますと、本庁舎の保有車両が54台、佐賀庁舎の保有車両が39台、合計で93台の公用車を保有してございます。

そして、償却年数を超過したものであるということでございますけれども、この償却年数の定義を法定耐用年数でやってみますと、一番長いもので普通乗用車が6年ということになります。一番短いものが、軽自動車で4年ということになります。従いまして、93台所有するうちで償却年数を超過したものはですね、本庁舎で38台、佐賀庁舎で32台、併せて70台になります。率にして75.2パーセント、約4分の3がこの法定償却年数を超過してございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

分かりました。

それでは、2番に移ります。

この中でですね、特に老朽化した車の買い替えの判断基準はあるのかどうか。それから、計画的購入か、使い切ったの購入か。また、今後の購入計画はどのように考えているのかという質問でございます。

これはまあ、車は先ほど言うたその償却年数だけで考えてはなかなか無理のいく問題があります。機能のいい車であれば長持ちさせないかんとこもございませぬ。車検を受ければまた乗れます。こういう状況もございませぬが、これらも踏まえてですね、町の職員とか、その車の安全を考えたらどういふ計画的導入がいいのか。それから、どういふ判断で買い替えているのかということをお話をお願いします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

山崎議員のカッコ2、特に老朽化した車の買い替えの判断基準はあるか。計画的購入か、使い切ったの購入か。また、今後の購入計画はどのように考えているのかということについてお答えを致します。

まず、買い替えの判断基準についてですけれども、特に判断基準は設けてございませぬ。

先ほど申しました償却年数を迎えたからといって、すぐに買い替えもしてございませぬ。

それではお金が幾らあっても足りませぬし、ましてや納税者の皆さんにもご理解が得られませぬ。従いまして、利用できる間は多少の不具合があっても、点検を怠りなくしながら、修理もしながら利用をしてございまして、最長のものでは本年で25年を迎えてなお現役で走っているものもございませぬ。25年といひますと、平

成元年の登録の車両でございまして、もうそろそろ引退をさせようかとの思いもございまして、今度、車両を購入する際の下取りに出そうと係の方では考えてございましたが、先ごろ16年目を迎えるワゴンがある朝突然動かなくなりまして、急きよこの車両を下取りに出すようにしたことで、この25年選手はまた現役を続行することになりました。

ただ、まあ職員の利用者の安全面のことも考えてございまして、この車両についてはもう幡多郡内に限っての使用ということに限定をさせていただいております。

なお、県庁や、その他遠くへ出張する車については安全第一を基本にしてございまして、長距離に耐えられないと判断されるときまでは利用し、その後は買い替えのときの下取りにするか、あるいは先ほどの近距離用に回すかというふうにして使っております。

そして、今後の購入計画についてでございますけれども、総務課で担当してるところでは、老朽化している車両に掛かる維持費も把握してございまして、その経費がだんだんかさんでくると、おのずと現役引退を迎えることになってきます。ただ、税金のみを投入して車両を購入するというのも不経済でございますので、一応買い替えの候補というのは持っていて、何らか有利な助成制度でもあれば、それを活用して購入しているのが現状でございます。そういったことでございまして、特に期限を限定した購入計画というのはございません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

私、一般質問に出すときに、ここへ教育長は入ってなかったかね。妙にこのがは町長だけになっちゃうけど。町長、教育長という気持ちでおって、今、あっと思ったがですけど、まあ結構です。

その公用車の問題ですが、何もその計画もなしにやってるということは、行き当たりばったりという考えでよろしいがですかね。

その要は、前段に私がその説明しておる安心安全のその保守管理。こういうものとのらえ方をどのように考えているのか、そこも踏まえてですね答弁をお願いしたいがですけど。まあ、1番、2番、3番聞いた後でそこも詰めようかなと思ったがですけど、どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

何も計画なしにということではございませんけれども、まず安全を第一に考えてですね、購入は考えております。それには現在、運転手さんがおりますので、そのへん十分点検をしていただきながら、もうそろそろこのがは替え時期ですよというようなことの相談を受けながらですね、毎年の予算に計上しておるいうところにして、まあ可能な限り使っていこうということで努めておりますけれども、そういうことですね、年にまあ4、5台は毎年買い替えてるといような状況でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、先ほど副町長が安全の考えの上でやってるといことでございます。ほんで、現場で働かれる運転手さんのその状況も聞きながらといことでございますが。

それに併せてですね、3番のその質問もさせていただきます。

毎日の運行記録と報告は取っているのか。利用者が危険に感じた報告や故障はあるのかないのか。ここらを、現状をお聞かせください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは引き続きましてカッコ3の、毎日の運行記録と報告は取っているか。利用者が危険に感じた報告や故障はあるのかないのかについてお答えを致します。

ご質問の、毎日のというくだりですけれども。一応、公用車は利用したときの運行記録というふうにご理解をお願いしたいと思います。車両ごとに運行記録簿というものを備えてございまして、利用者がこれにその都度利用状況を記載することとしてございます。

この運行記録簿には、利用年月日、使用時間、行き先、そして用務、使用した課、あるいは係、それから運転者、それから同乗者、走行距離、そして燃料の補給をしたかどうかといったことと。そして、備考欄には気の付いた点を記載するというようにしてございます。そして、車両に不具合がある場合には、その都度、車両管理の担当が係までご報告等をいただいております。

利用者から不具合を感じた時点で報告をいただきました係では、すぐに利用停止にして修繕に出していますので、利用者が危険に感じたという報告はありません。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

総務課長は、まあ異常な場合とかはその記載されてるので不具合はないと、現状で不具合のある車はないということでございますが。

この安全についてはですね、よっぽど注意してかかっていかないとですね、その車検車検で延ばして延ばして、今言う平成元年とかいうような長い期間持ちこたえらす。これも大事なことでございます。財政の厳しい折ですので、いろいろ考えるところもあると思いますが。乗ってる途中で事故を起こすというようなことのないようにですね、それはぜひ肝に銘じて考えておいてください。何か聞くところによると、かなりの古い感じのものもあって、ブレーキなんか何か効きにくいとかいうような感じのときもあるようでございますので、ぜひそこらは気を付けておいてもらいたい。

例えばですよ、そのマイクロバスなんかでも、その大事な生徒の命、それから研修に行かれる大事な職員、それから各関係者を乗せていくときがございしますが。やはり命を預かる車ですので、よほどしっかりとした運行管理をしてないとですね、後々汚名ができるような運行管理にならんように、ぜひお願いしたいと思います。

もう、ほんとにぎりぎりで走っているような車はないですかね。

もう一度確認します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

お答えします。

ぎりぎりで走っている車というのは、まあ25年選手がそうなんですけれども。まあ、比較的人気もなくてで

すね、車庫でほとんど眠っているような状態でございます。

それでもなおかつ係の方では、その都度その都度定期的に点検もしてございますので、利用者に事故に至らないような点検、日々やっております。

特にまたマイクロバスについては、ほとんど毎日運行されています。不具合等もその状態、時々によって運転の方が十分把握してございます。そういったことで管理には徹底をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

徹底管理ですので安全ですということですので、まあ総務課長が言うき間違いなろうという感じでおりますけれど。なおです、その現場からの声が素直に通るような、そこらの何言うかね、手続き、それから上司の判断、それから今言う古いマイクロバスなんかにしても、ほかの乗用車にしてもです、古くなったらやはりその財政の計画の中に入れて、できるだけ早く。もう1年持たしたいけれども、と思いながらも、1、2年前に早く買い替える計画を立てていただきたいと思います。

これはまあ、私も経験もございますけれど、金がないのはやまやまでございましてどうしようもございませんけれど、安全管理の上からだったら。担当者は言いにくいけれど、予算計上していただきたいという気持ちが大いにあるがじゃないかと思いますが、まあ副町長も総務課長もおる前で言うておりますので、ぜひ安全計画を立てて、新しい車をできるだけ早く買い替えるというような方向へ進めていただきたいと思います。

そのことについてお願いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

この車につきましては、当然もう安全というが第一でございますので、そのへんを考えながら、まあ今後購入計画といいますか、を持っていきたいというふうに思います。

まあ、ただしです、このほんとに90台超えてますので、なかなかです、毎年皆さんの要望どおりにはです、なかなか応え切れてない部分がございます。特に危険な部分についてはです、もう廃車をしていくということも必要かと思ひます。

いずれにしても、どうしても予算、入ってくるお金は限っておりますので、その中での予算配分となつてまいりますので、まあ、それでも安全確認というがは必要でございますので、そういったことを十分注視しながらです、購入計画も立てていきたいと思ひます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

それでは、4番に移ります。

少し早いかと思ひますけど、4番に移ります。

介護福祉について。高齢者を抱えた家庭では、もろもろの理由で自宅介護に大変苦勞しているが、介護施設は県下で不足しているのか。町は今後介護施設を増やす考えはないのか、現状をお聞きします。

1番ですが、施設の設置状況の現状と今後の増設の見通しはどうですかということをお聞きします。

まず、お答え願います。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

山崎議員の一般質問の4番、介護福祉についてのうち、施設の設置状況の現状と今後の増設の見通しについてお答えします。

介護保険制度による介護施設は3種類あるところですが、入所希望者も多い特別養護老人ホームにかんしてお答えさせていただきます。

まず、県内の状況についてお答えします。

平成24年度では、特別養護老人ホームが県内に56施設あり、その定員が3,783名となっております。この56施設への入所希望者で待機されている方は、実質3,160名との調査結果が出ております。

待機場所としましては、他の施設の利用や医療機関への入院の方なども多いため、在宅での待機者は655名、待機者の率にして20.7パーセントとなっております。

本町では、特別養護老人ホームが2施設あります。定員の合計が100名となっております。

この特別養護老人ホームの待機者は合計で111名となっているところですが、待機の状況を見てみますと、他の施設への入所や医療機関への入院、ほかの特別養護老人ホームからの転所を希望されている方を除くと、在宅で入所を待っておられる方は30名、約27パーセントとなっております。

増設の見通しはどうかという問いにお答えします。

申し上げるまでもありませんが、介護保険制度は、施設利用者の増減や各種在宅サービスの利用量の増減により、住民の皆さまの負担金に密接に関係する仕組みとなっております。従いまして、介護保険制度では3カ年ごとに介護保険事業計画を策定し、施設入所者数や在宅サービスの利用量に応じ、計画の中で住民の皆さまの負担額である介護保険料の決定を行っております。

平成24年度から平成26年度までの3カ年を事業計画とした第5期介護保険事業計画におきましては、現状の100床のほかに新たな施設の整備の計画はございませんので、平成26年度までの増設の予定はありません。

在宅で介護されているご家族などのご苦労は大変なものであると推測しております。介護されている皆さまのご心情も考慮しながら、平成27年度からの3カ年を事業計画とする第6期介護保険事業計画の策定の際に施設数を増加させると、保険料がさらに高額となりますので大変厳しい状況であると考えておりますが、待機者の皆さまには大変心苦しいところではありますが、保険料と勘案しながら検討していかねばならないことをご理解をお願いします。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

この老人施設についてはですね、なかなかその施設を設けるというのは大変であるというふうに認識はしております。

私がなぜこんなような質問を出しておるかというのですね、自宅介護というこの介護の内容でございますが、福祉施設に入りたくないという方と、それから自宅で介護を受けたいという方がございます。当然ながら本人が自宅でおりたいと言え、やはりお父さんお母さんを尊敬してですね、尊重して、その家族なんかはですね、本人の言われるようにしてあげたいのが通常でございます。

ところがですね、その家族は家族の事情がありまして、これに付きっきりでできる方はまだしも、もう体力的にも、経済的にも付きっきりでできないようなケースの場合はですね、この本人の介護によって毎日毎日が苦勞されて、精神的にも追い込まれ、大変な場合がございます。

そういう気持ちを酌めばですね、この介護する側の家族の負担をどう軽減していくかという問題がバックにあると思います。そのために、1つはその介護施設を増やしたらどうかという発想。それからもう1つはですね、現状の施設へですね、例えば介護にもう疲れたと。疲れたという場合に、疲れた時点で速やかに入所ができるかというたら、これはこれでまた申請して何らかの判定を受けて、何らかの期間を設けてですねやらないきませんので、ここのその介護する側の負担の軽減をどうしたらええだろうかということで悩んで、私自身も悩んで大変であろうということで質問しております。

これらの軽減策はないでしょうかね。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

在宅で介護されてる皆さまの負担の軽減策はないかとの質問ですが。

まず、有効に在宅での介護のサービスを使っただくことというのが基本的なところになろうと思います。

それと、午前中の宮地議員の一般質問でのお答えしたところですが、在宅介護者の集いのような取り組みも行っております。そのへんも有効に活用していただいて、負担の軽減に努めていただきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ、できれば、例えばひと月でもふた月でも、今それぞれの施設でその要介護1とか2とか4とか5とかいうて、その資格がございます。それから、ショートステイのその元気度もいろいろあるようでございまして。自宅介護の場合は、その大抵が元気であれば、ヘルパーさんとかそれぞれのケースワーカーとか来て、おいでもらうたり介護を受ける手だてもございますし、それはそれでええがですけど。寝込まれて、毎日毎日朝昼晩、食事。それから、その排便の世話。こういうものを考えておりますと、確かにこれは大変だなというふうに感じます。

そういうことで、いろんなその福祉計画とか町の計画の中には、みんなが自助、共助、公助とかいうようなことで安心してできますというふうなうたい文句でできておりますけれど、現実のところのその悩みを取り除くには、よっぽど行政とですね、そのスムーズにその。例えば受け入れ態勢ができるような、この施設と自宅とのこの間の溝をですね。そればあ困っちゃうのがやったら、まあひと月は構いませんよとかよね、というような法の枠を越えた利用方法が考えられないのかなと思うわけですけど、なかなかこのそれぞれの施設の条件いうのは取り除けないものでしょうかね。

どうでしょうか。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

ご質問にお答えします。

まず、ご本人、家族と施設。例えば、行政であるとかとの橋渡し役のお話からさせていただきます。

介護保険制度にはケアマネージャーという、職種というか担当がおります。その方はご本人、家族の希望や身体状況を確認しながら、どのようなサービスを受けたらよいかということでケアプランというプランを作成する係になっております。

まず、その入所希望等につきましても、そのケアマネージャーさんの方に相談をしていただいて、ケアマネージャーさんの専門的な知識、また連絡網、情報網等も活用していただいて、そのようなところで橋渡しをしていただけたらいいのではないかとというふうに考えます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

分かりました。

なかなか難しいと思いつつも、まあ質問しております。

現実にはその家族の悩みというのは、例えば悩みを抱える、どう同じような環境の方同士がですね一同に集まって、それぞれの負担や悩みを話し合うというようなことも一つの手かも知りませんが、ちょっと離れたい、親の面倒から離れたいというときには、なかなか離れられないような状況もあるようでございます。

それでは2番に移ります。

自宅介護の状況と増設の希望を町民に聞くべきではないかということで。

これはまあ今の、今さっきまで言いよったことと同じですが、現実にはそういう介護されてる方とか、これから介護をせないかん方とか、そういうことを踏まえてですね、このような希望を取ったり、アンケートを取るとかいうことはないですかね。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

山崎議員の一般質問4番のうちカッコの2番、在宅介護の状況と増設希望を町民に聞くべきではないかについて、お答えします。

まず、町内の在宅介護者の状況についてお答えします。

現在、在宅で介護サービスを受けられておられる方は約400名となっております。これらの皆さまは、在宅で介護サービスを受けながら、ご家族などが苦勞して支えておられるものと考えております。

次に、増設希望にかんする調査の件ですが、現在の事業計画である第5期黒潮町介護保険事業計画を平成23年度において策定しておりますが、その策定の際に、日常生活圏域ニーズ調査としてアンケート調査を実施しております。

このアンケート調査の中で、介護が必要となった場合の今後の生活についての設問をしております。

この設問に対して、2,878名の回答があったところですが、家族や介護サービスを利用して自宅で生活したいとの回答があった方が1,821名、63.2パーセント。特別養護老人ホームや医療機関入院など、施設入所を希望されている方は640名で22.3パーセントの回答があったところでした。その中で、特別養護老人ホームなどの施設は209名の方が入所したい旨の回答でした。

このような、日常生活圏域ニーズ調査の結果も踏まえて第5期事業計画を策定し、住民の皆さまの意見の反映に努めてきたところです。

次の介護保険事業計画策定時にも、住民の皆さまの声を聞くことの姿勢を大切にして、ご意見を聞く方法な

ど、検討をしなければならぬと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ちょっと聞き漏らしておりましたけれど、家族介護慰労事業、家族の介護を慰労する事業と、このような事業はあるがですかね。これ1点。

それから、施設利用のその人数とですね、在宅の人数が載ったデータが24年3月末現在でありますけれど、施設居住在宅別介護費用というのがありますが。施設を利用したら、人が221人で7,261万3,000円。それから、在宅の方が447名で5,138万3,000円という決算のデータですけど。こういうような状況のときにですね、まあこれはうがった考え方でいきませんが、町は施設へ入るよりは在宅で介護しなさいというようなことがバックにあるのかなのか。施設に入りたいけれど、施設がないために在宅で頑張ってくださいというような考えがあつてのことなのか。

これは私の根性が曲がっておりますので考え方がこんなとらえ方するわけですけど、それはまさかあるのかなのかお聞きします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

ご質問にお答えします。

まず、家族慰労事業という事業名は、私の勉強不足かもしれませんが聞いたことがございません。

それと、町として在宅での介護を推進しているかのご質問だったと思いますが。決して推進しているということではありませんが、国の方のやっぱり考え方として、施設より地域、施設で自助、共助、公助の中で介護を進めていこうという方針であるというのは実感しているところです。

質問にお答えできておるかどうかわかりませんが、以上回答とさせていただきます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

まあ、この事業はまた後で教えてください。

それからですね、今言うその在宅を無理強いしているわけではないと。そのとおりだと思います。これはやはり本人の希望、それから家族の希望というのがあります。

反面、以前からこの質問しておりますように、経済的な状況、それから家庭的な状況があつて家族で見らざるを得ない場合、それから施設へ入らしていただきたい場合それぞれございますので、ここらもですね踏まえて、行政の中でですね、在宅で介護される方の負担をどうやってこれからも減らしていくかなということは、ぜひこれからも考えながら推し進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 30分